

熊本市緑の基本計画 (改定版)

素 案

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画策定の背景.....	2
3. 期間	2
4. 緑の定義.....	3
5. 熊本市の緑の歴史	4
6. 緑の役割.....	5

第2章 計画の位置づけと社会情勢の変化

1. 計画の位置づけ.....	8
2. 社会情勢の変化.....	9

第3章 熊本市の緑の現状と課題

1. 基礎データ	12
2. 緑の変遷.....	15
3. 緑の現状.....	18
4. 市民意識（アンケート調査）	28
5. 課題の整理.....	30

第4章 基本理念・基本方針・計画推進のための施策

1. 基本理念	35
2. 基本方針	36
3. 施策の体系.....	38
4. 具体的な事業.....	39

第5章 重点的取り組み ～ゾーニングと緑化重点地区～

1. ゾーンの設定	83
2. 緑化重点地区	86

第6章 区ごとの緑化方針

1. 中央区	92
2. 東区	96
3. 西区	100
4. 南区	104
5. 北区	108

第7章 進行管理

1. 進行管理	113
---------------	-----

資料編	作成中
-----------	-----

用語集	作成中
-----------	-----

第 1 章

計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、公園等の整備、管理に関する計画であり、市民、事業者、行政が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

2. 計画策定の背景

緑の基本計画は平成 17 年に策定され、多くの施策・事業を展開してきましたが、策定後 15 年が経過し、人口減少・超高齢化社会、多核連携都市¹の形成などへの対応が必要となり、また、中心市街地における緑を活用した魅力の向上も重要となっています。

さらには、平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下、「熊本地震」という。）を受け、災害に強い都市づくりを進める中で、緑の重要性は一層高まっているなか、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応や、SDGs、グリーンインフラ、生物多様性²の推進などの新たな視点から、緑のあり方を検討する必要も生じています。

一方、住民参加、民間活力の活用を進めるため、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが求められています。さらに、コロナ禍の影響により、「新しい生活様式」の定着が求められる中で、公園等の身近な緑にふれあう機会が増えるなど、緑の重要性が再認識されています。

熊本市は、歴史文化と自然環境の恵みにあふれたまちです。これまで風致地区や自然公園等の指定により緑の保全に取り組んできました。また、熊本城公園、水前寺運動公園、立田山緑地、水前寺江津湖公園をはじめとする公園の整備等を進めるなど、主に緑の「量」の確保に努めてきました。しかしながら、これからは、緑の「量」の充実に加えて、官民が一体となって、公園、街路樹、学校等の公共施設や住宅地等に整備、保全されてきた緑の「質」の向上を図り、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」の実現を目指していくことが必要です。

そこで、これらを実現するため、緑の基本計画を改定することにしました。

3. 期間

計画期間は、2021 年度（令和 3 年度）から 10 年後の 2030 年度（令和 12 年度）までとします。

また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、今後の社会情勢や動向等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

¹ 地域拠点と中心市街地が、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した都市構造。

² 生きものたちの豊かな個性のつながりのこと。すべての生物の変異性をいうものであり、「遺伝子（種内）の多様性」、「種（間）の多様性」、「生態系の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

4. 緑の定義

本計画では「緑」の定義を、都市緑地法で示されている「緑地」と同義とします。

都市緑地法第3条第1項では「緑地」を「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義しています。

また、本計画では、「緑化」を「緑を創出するだけでなく、現在ある緑を保全し、必要によっては伐採・更新などを行い、適切な維持管理に努めること」と定義します。

なお、本計画の対象範囲は、熊本市全域とし、緑地を下記のとおり分類します。これらの内、良好な自然環境等を法や条例等により保全する緑地があり、風致地区、自然公園、環境保護地区、保存樹木、緑地協定、市民緑地 等がこれにあたります。

緑地の分類

○公共の緑地

- ・都市公園（都市緑地含む）
- ・河川
- ・道路（街路樹等）
- ・学校（植栽等）
- ・その他の公共施設

○民間の緑地

- ・工場地
- ・商業地
- ・住宅地
- ・森林（自然林、人工林、竹林 等）
- ・田園（水田、畑 等）

5. 熊本市の緑の歴史

【江戸】

- 慶長 12 年（1607 年）、加藤清正が熊本城を完成させ、熊本城を中心に城下町が栄えました。
- 肥後熊本藩代藩主・細川重賢が、武士のたしなみとして藩士たちに園芸を勧めたことが肥後六花の始まりとされています。また、10 代藩主・細川斉護の時代に、藩士による園芸愛好グループ「花連」が結成され、藩士たちは優良品種の栽培や新品種の育成に励みました。こうした伝統を背景に、熊本では植木市が発展し、400 年以上の時を経て現在まで受け継がれています。



【明治～大正】

- 明治 24 年（1891 年）熊本駅の開業、大正 13 年（1924 年）市電開通などとともに、市街地が拡大しました。
- 明治 27 年（1894 年）4 月、文豪夏目漱石は、上熊本駅で車を降り、京町台の高台から眼下に広がる熊本市の街並みを見て「森の都」と表現したといわれています。以来、熊本市民はふるさとが「森の都」と称されることに誇りを感じています。



【昭和】

- 昭和 5 年（1930 年）、八景水谷、立田山、水前寺成趣園、江津湖、花岡山、万日山、本妙寺山の 7 地区、約 1,000ha を風致地区に指定し、これらの自然環境は現在も大切に保全されています。
- 第二次世界大戦（1939～1945 年）によって市域は壊滅的な被害を受けました。このため、戦災復興計画を定め、懸命の努力によって近代都市としての形態を整えてきました。また、熊本城公園、水前寺運動公園、立田山緑地、水前寺江津湖公園等の公園の整備が進められ、緑の拠点が形成されました。
- 高度経済成長期以降、年々緑が失われてきたことから、昭和 47 年（1972 年）、市議会において「森の都宣言」を決議し、保存樹木の指定、立田山環境保全林の買収など官民一体で緑の保全、緑化を推進しました。

【平成】

- 平成に入って以降も、環境保護地区の指定等により緑地の保全や緑化を推進しました。
- 平成 22 年（2010 年）までの市町合併により、現在の範囲の熊本市が誕生して以降も都市公園の整備を進め、平成 31 年（2019 年）4 月時点で市民一人当たり公園面積は 9.6 m²と、同時期の政令指定都市平均 6.8 m²を上回っています。

6. 緑の役割

自然がもたらしてくれる緑は、多面的な機能、効用を持っています。様々な緑の役割を活用することによって、都市機能の強化、魅力の向上につながります。本計画では、このような緑の役割を「緑の質」と表現し、次の5つに分類します。

1. 都市環境の維持・改善

○緑陰の提供、気温上昇の緩和、大気汚染の改善

都市の緑は、緑陰の提供、緑被によるヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素の吸収等の優れた環境保全機能を持っています。



○多様な生物の生息環境の確保

市街地に残る自然環境は、都市における動植物の貴重な生息・生育地となっています。また、河川等の水辺地、森林は、多様な生物の生息環境を保全します。



○地下水のかん養

森林や農地は地下水をかん養する機能を持ち、雨水等は森林や農地を通じて地下にしみ込み、地下をゆっくりと流動していきます。



2. 良好な都市景観の形成

○歴史や文化に育まれた都市景観の形成

遠景となる山々や台地の斜面林、河川、田園、鎮守の森や屋敷林等の歴史の感じられる緑は、歴史や文化に育まれた地域の個性と魅力をつくる都市景観を形成します。



○緑の適切な配置による魅力的な街並みの形成

街路樹や市街地の緑は、うるおいのある美しい街並みを形成し、特徴的で魅力ある街並み景観をつくります。



○行楽・観光拠点の魅力の向上

行楽・観光地の緑は、観光資源とともに印象的な景観を構成し、観光のイメージアップにつながり、多くの人々が訪れる魅力をつくります。



3. 都市の安全性の確保

○火災による延焼防止

街路樹や公園、住宅地の庭木等、市街地の緑は、大火の延焼を遮断したり、人々を火災の熱から守る避難路、遮蔽壁となるなど、防災上重要な役割を果たします。



○災害時の避難場所の確保

都市の緑地は、地震や土砂災害時の避難場所となり、災害復旧・復興の拠点として機能します。



○雨水の流出量の調整による水害・土砂災害の防止

森林等の緑地は、河川流量を調整し、水害や土砂災害の防止に寄与します。



4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供

○休養・休息の場の提供

公園等の緑の空間は、人々に休養、休息の場を提供します。



○様々なレクリエーションの場の提供

森林等は、ハイキング、自然観察や環境学習の場など、教養、文化活動等の様々なレクリエーションの場を提供します。



○健康づくり、運動、子どもの健全な育成の場の提供

公園等は、健康づくり、運動の場となるとともに、子どもの遊び、自然とのふれあいなどによる健全な育成の場を提供します。



5. 精神的充足

○人々の心にうるおいとやすらぎを与える癒しの場

緑や花は、ストレスを緩和させ、人々にやすらぎを与え、季節感あふれる空間は、人々の心に癒しを与えます。



○地域コミュニティ活動、生きがいの醸成

緑化、緑地保全活動は、人々の地域コミュニティ等への参加を促し、住民の生きがいを醸成します。



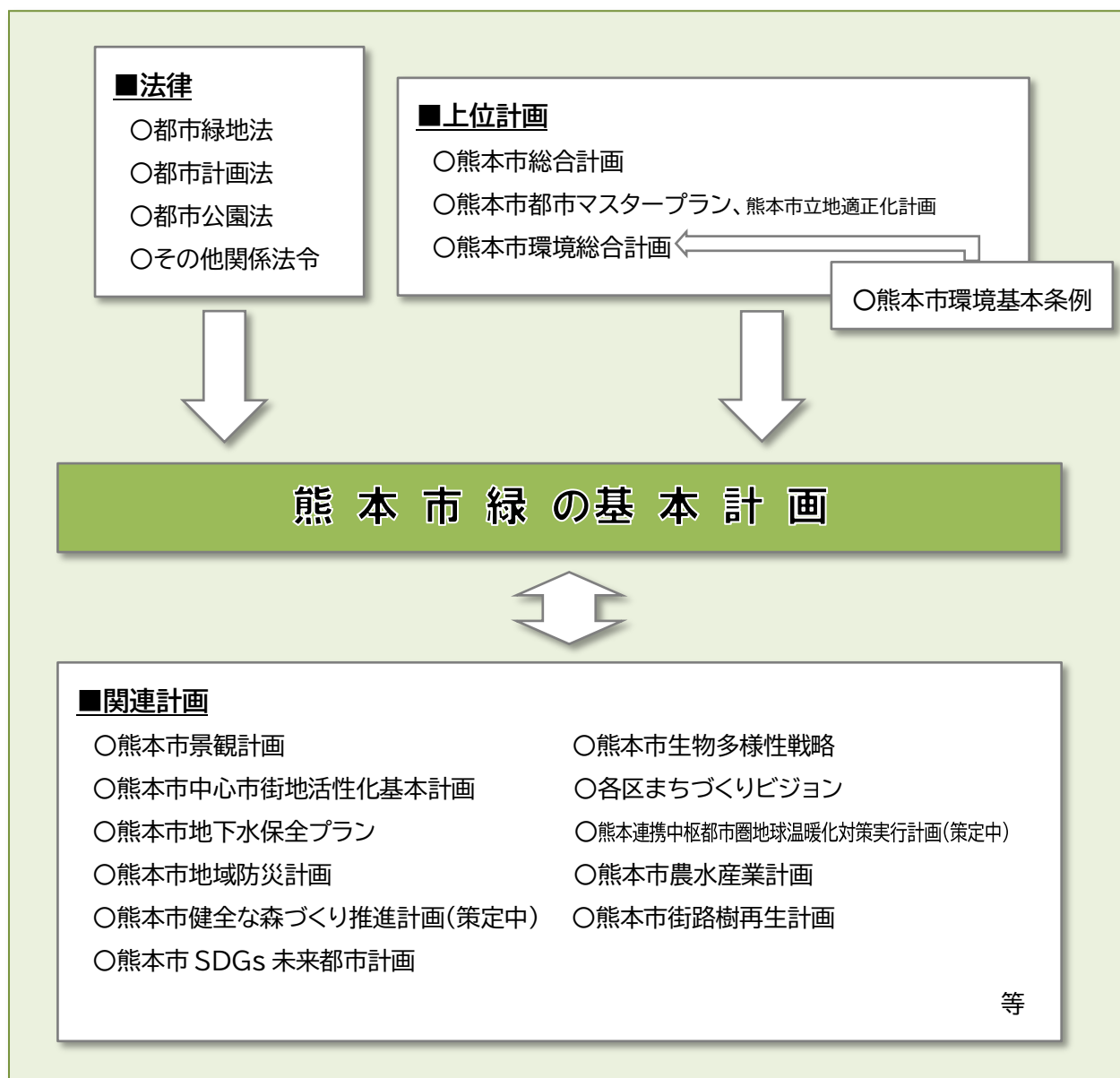
第 2 章

計画の位置づけと社会情勢の変化

1. 計画の位置づけ

本計画は、「都市緑地法」、「都市計画法」、「都市公園法」等の法律をはじめ、上位計画である「熊本市総合計画」、「熊本市都市マスタープラン」等やその他関連計画と整合を図っています。

■ 本計画の体系図



2. 社会情勢の変化

本計画の改訂にあたっては、以下に示す社会情勢の変化を十分に踏まえたものとします。

SDGs(Sustainable Development Goals)

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む 17 の開発目標のことです。熊本市は令和元年（2019 年）に SDGs 未来都市に選定され、「熊本市 SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画では、SDGs に示す以下の 9 つの目標を念頭において事業を推進することが必要です。

■ 本計画で対象となる SDGs の目標



地球温暖化対策の推進

熊本県において 2019 年（令和元年）12 月に「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」宣言を行いました。また、熊本連携中枢都市圏においても 2020 年（令和 2 年）1 月、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明し、現在実行計画を策定しています。

この中で、温室効果ガスを吸収し除却する森林吸収量は〇〇千トンと試算されています。

生物多様性

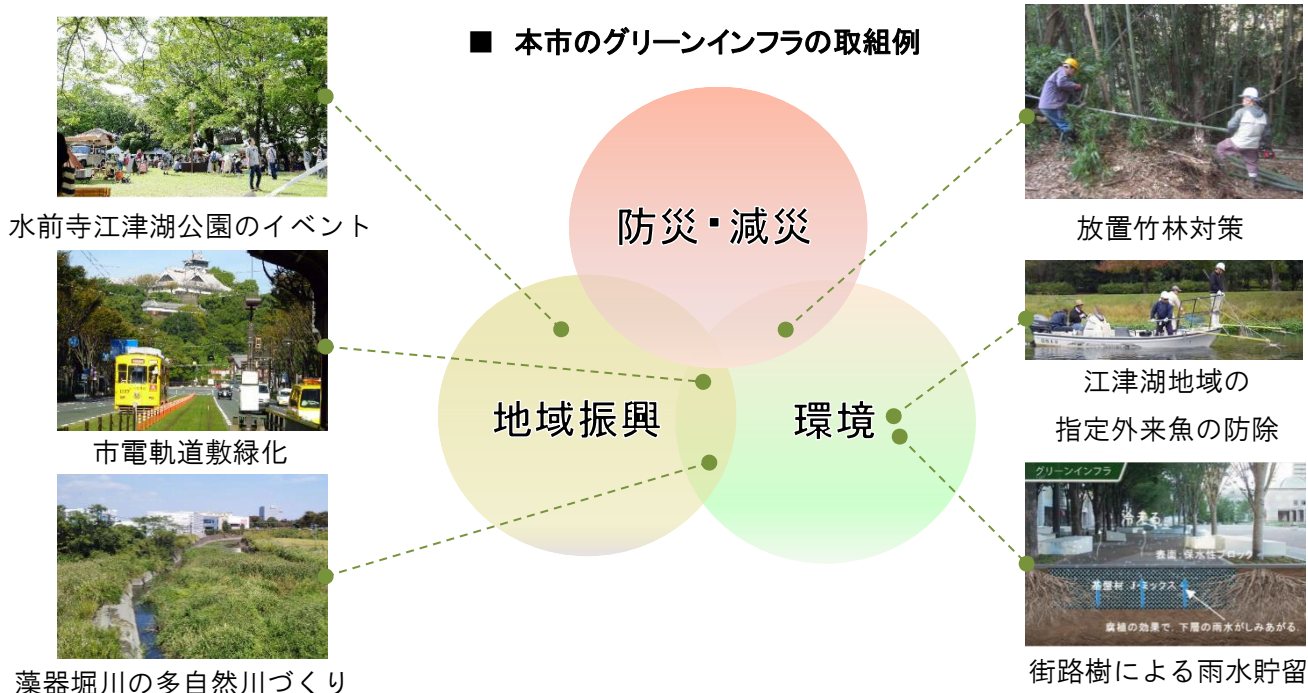
生物多様性とは、生物の種類、個性、様々な自然環境とそれに適応した生物からなる生態系のことをいい、生物は互いに影響しながらバランスを保って共存しています。また、生物多様性は、酸素・水等の生存基盤、食糧等の供給、自然災害の緩和等に深く関わっていますが、近年、森林や農地の減少、一部の人工林や竹林の管理不足等によって、生態系の様々な機能の低下が懸念されています。

本市では、生態系サービスの恩恵を将来にわたって享受できるよう、平成 28 年（2016 年）に「熊本市生物多様性戦略～いきもん つながる くまもと C ブラン～」を策定し、生物多様性に配慮したまちづくりに取り組んでいます。今後も、生物の生息・生育環境の確保や、生態系に大きな影響を及ぼす特定外来生物対策等により、生物多様性を確保することが必要となっています。特に、江津湖では特定外来生物等による生態系等への被害を防止するための条例を施行し、効果の検証を実施しています。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるという考え方であり、海外を中心に取組が進められ、日本でもその概念が導入されつつあります。本計画では、以下に示す取組を推進するなど、グリーンインフラの幅を広げていく必要があります。

■ 本市のグリーンインフラの取組例



熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応

本市では、熊本地震により大きな被害を受け、「熊本市震災復興計画」に基づき、市民・地域・行政が丸となって早期復旧を進めてきました。こうした中、市民の自然災害や防災への意識が高まっており、本計画においても防災機能を持つ公園や緑地等の整備など、熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応が必要となっています。

都市緑地法と都市公園法の改正

平成 29 年（2017 年）6 月に都市緑地法と都市公園法等の一部が改正されました。

都市緑地法では、緑の担い手として民間主体を指定する制度である緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充、民間が市民緑地を整備する市民緑地認定制度の創設、緑地の定義に農地が追加されるなどの変更がありました。また、都市公園法では、民間活力による新たな整備手法として公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、公園管理者による都市公園の利便性向上において必要な協議会の組織化などの変更が行われており、これらの新たな制度の活用を含めた計画策定が必要となっています。

第 3 章

熊本市の緑の現状と課題

1. 基礎データ

1. 位置・地形

本市は九州の中央、熊本県の北西部（東経：130°42'38"、北緯：32°48'00"）に位置しており、市域面積は 390.32k m²です。有明海に面し、白川・緑川・坪井川の 3 水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めています。また、金峰山や阿蘇山など数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれています。

地形は、「山地」、「丘陵地」、「台地」、「低地」の 4 つに分けられ、本市を取り巻く阿蘇外輪山の山々やそれに連なる台地部、白川中流域等は、白川等の河川流量の安定化をもたらすとともに、熊本市の重要な地下水のかん養域となっています。

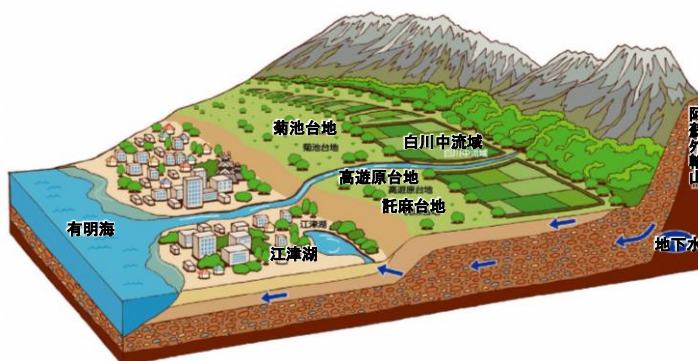
「山地」 西部に位置する金峰山と北部の金比羅山、南部の雁回山（木原山）

「丘陵地」 平尾山や立田山、託麻三山、雁回山の周辺

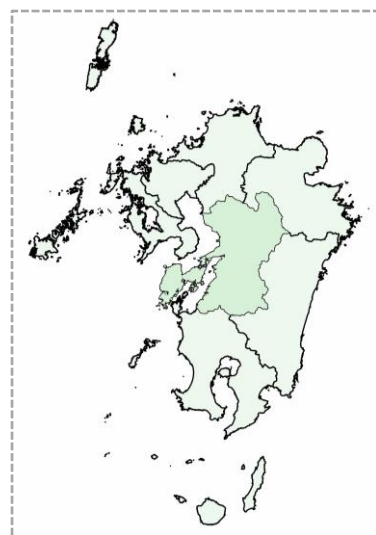
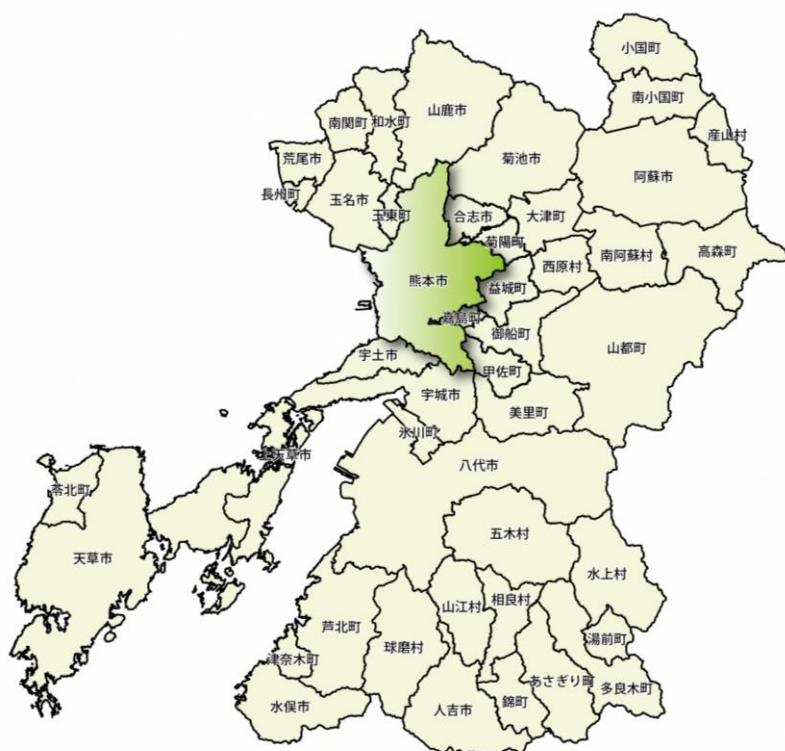
「台地」 北区と東区の一帯

「低地」 白川や緑川の下流部一帯

■ 熊本市を取り巻く緑と地下水



■ 本市の位置

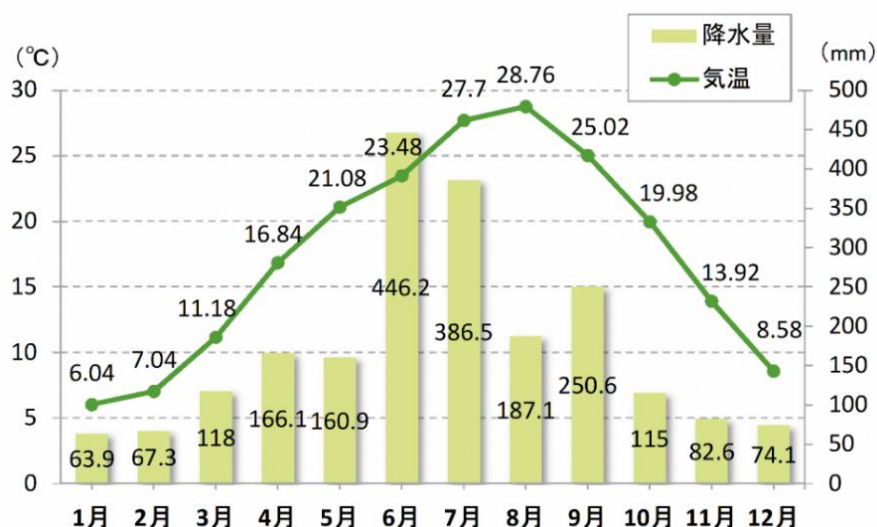


資料：国交省 国土数値情報

2. 気候

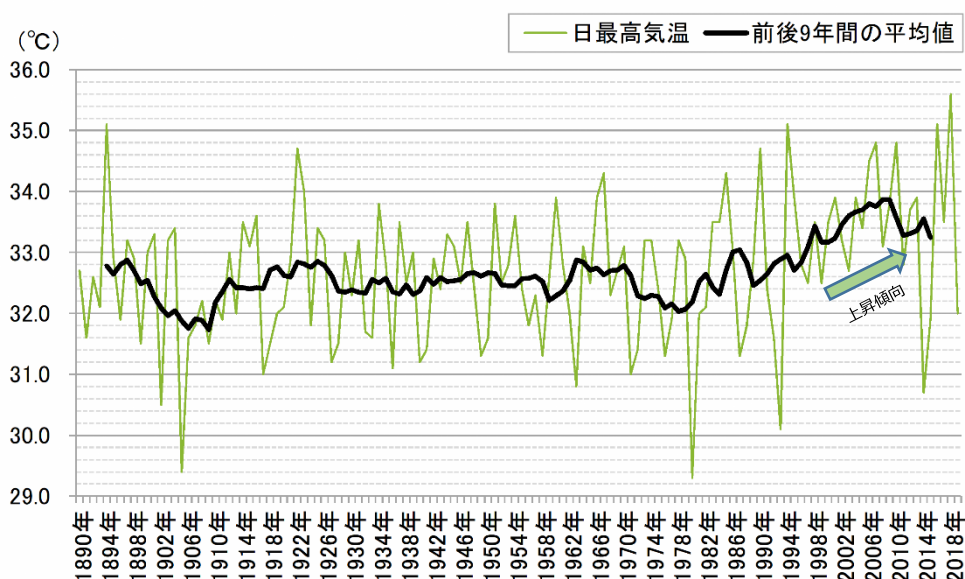
本市の気候は、阿蘇山と金峰山に囲まれているため、内陸型の気候となっています。降水量は年間2,000mm 前後で、6～7 月の梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともあります。平成27 年（2015 年）から令和元年（2019 年）における平均気温は 17.5℃であり、1 年のうち 8 月の気温が最も高くなっています。

■ 8 月の日最高気温の平均値の経年変化



8 月の日最高気温について、前後 9 年間の平均値の経年変化をみると、近年上昇傾向にあります。

これらの気温上昇は、地球温暖化や地表面被覆の人工化、建築物の高層化、人工排熱等の影響によるヒートアイランド現象の影響が考えられ、対応が必要となっています。



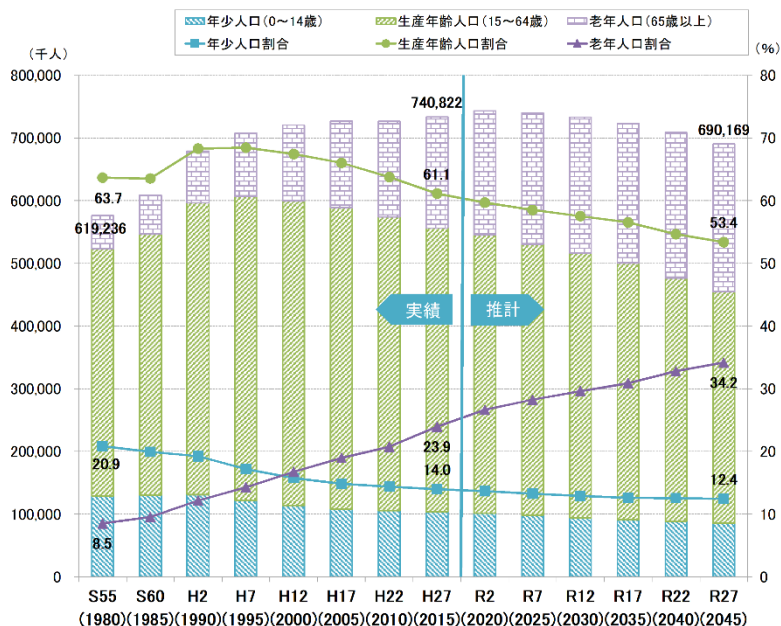
※前後 9 年間の平均値とは、求める年の「前 4 年」～「後 4 年」の 9 年間の日最高気温の平均値（移動平均）です。

資料：気象庁

3. 人口

本市の人口は、昭和 55 年（1980 年）から平成 27 年（2015 年）にかけ増加しており、令和 2 年（2020 年）頃をピークに減少すると推計されています。老年人口割合は増加傾向にあり、令和 2 年（2020 年）以降もさらに増加すると予測されています。反対に年少人口割合は年々減少しており、以降も更なる減少が予測され、人口減少と少子高齢化の進行が顕著です。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



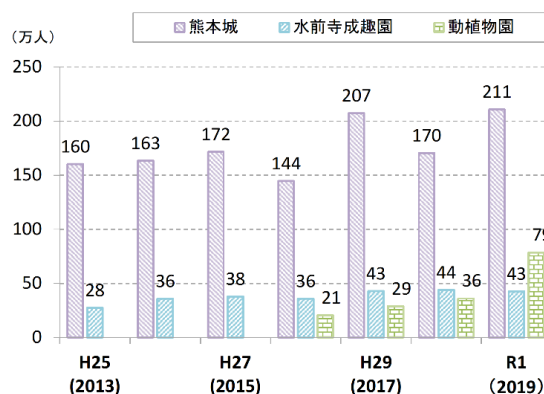
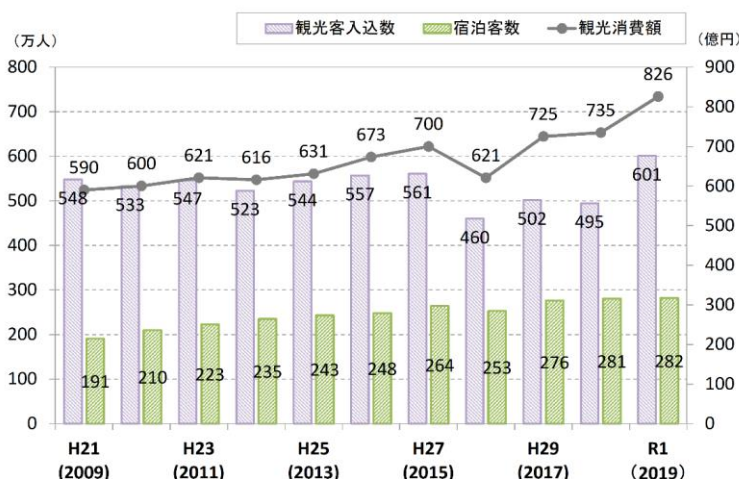
資料：総務省 国勢調査（1980 年～2015 年）、
国立社会保障・人口問題研究所（2020 年～2045 年）

4. 観光

定住人口の減少が懸念される一方、観光の振興による交流人口増は重要です。本市の代表的な観光地である熊本城や水前寺成趣園は、多くの人が「森の都」の緑の魅力を感じる場所となっています。

熊本地震の影響により減少した本市の観光客入込数、宿泊客数、観光消費額は、近年増加傾向にあります。特に、被災により休園していた動植物園が平成 30 年（2018 年）から全面再開したことに加え、熊本城の復旧の進展に伴い、令和元年（2019 年）に特別公開を開始し、令和 3 年（2021 年）には大小天守の復旧が完了することから、今後多くの観光客が本市を訪れ、「森の都」の魅力に触れることが期待されます。

■ 観光客入込数・宿泊客数・観光消費額の推移
主な観光施設入園者数の推移

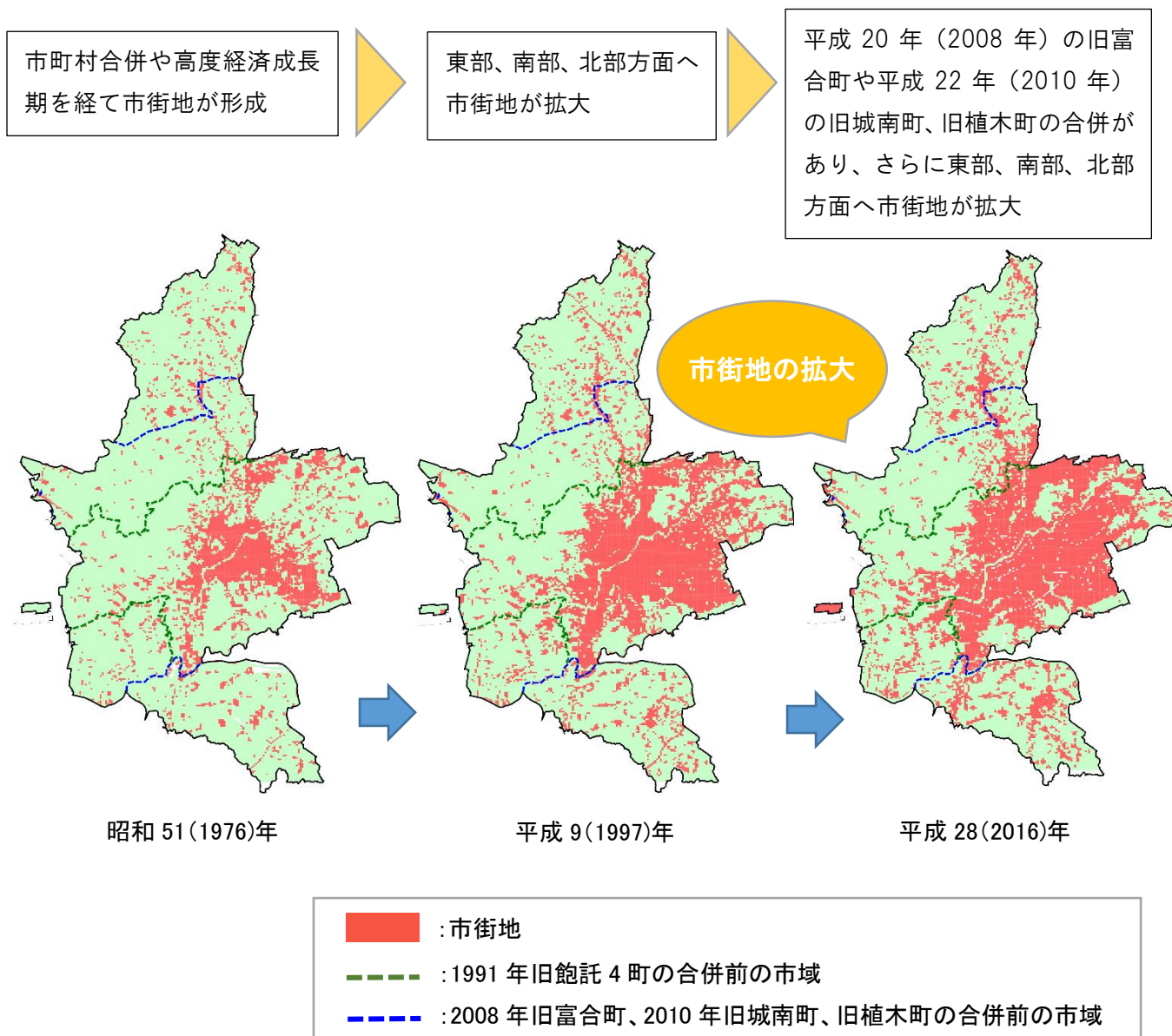


資料：熊本市観光統計【平成 30 年（2018 年）】

2. 緑の変遷

1. 市街地の変遷

夏目漱石が「森の都」と呼んでから、昭和・平成と時代の流れとともに、本市の市街地は拡大してきました。



資料：国交省 国土数値情報

※ここに示す「市街地」とは、建物用地及び道路、鉄道、その他の用地として利用されている土地のことを指す。

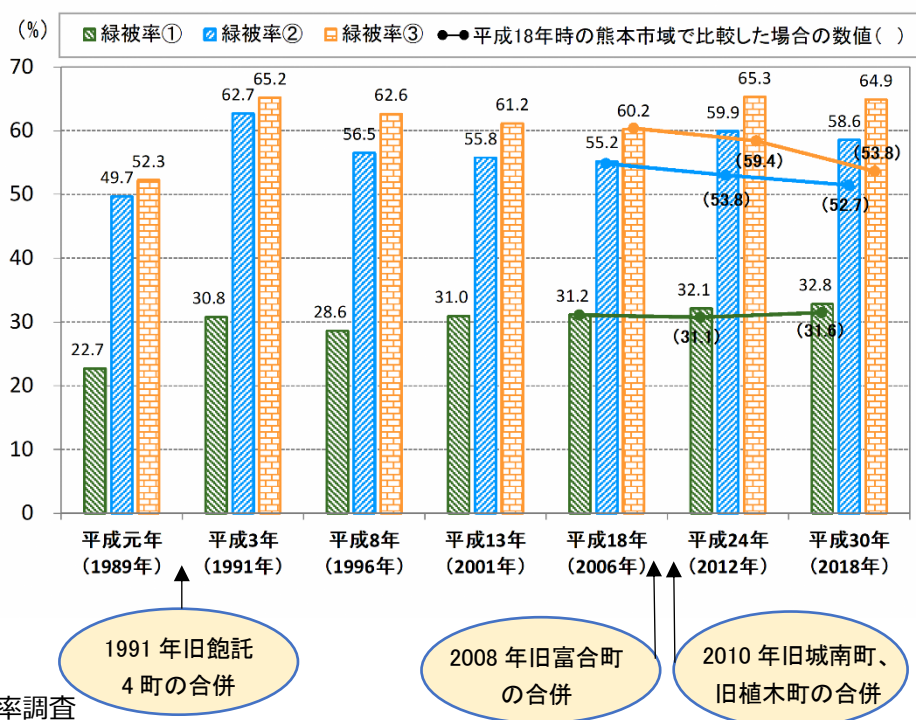
2. 緑被率の変化

本市全体の緑被率の変化をみると、平成3年（1991年）の合併で金峰山や北部の斜面林等が加わり、平成20年（2008年）と平成22年（2010年）の合併で雁回山等が加わったことにより、緑被率は増加しました。

平成元年（1989年）から平成30年（2018年）にかけての緑被率①の増加は、市町合併による影響が大きいと考えられます。また、水田・畑・水域も増えたことから、緑被率②③も増加しています。

市街地が拡大する中、旧市域においても緑被率①は微増しており、緑の基本計画策定後も一定の緑地を確保してきました。また、緑被率①②③のいずれにおいても、市街化調整区域に対して、市街化区域の緑被率が著しく小さく1/3未満であることから、特に市街地において、引き続き積極的な緑の保全を推進する必要があります。

■ 緑被率の変化



資料：平成30年度緑被率調査

緑被率とは、緑の総量を把握する指標で、「対象区域」の面積に占める「緑被地（一定の緑に覆われている土地）」の面積の割合であり、上空から見た航空写真などを用いて、見た目の特徴や植生場所を元に分類し測定します。本市では、緑に覆われている土地を自然林、人工林、竹林、果樹園、野草地、水田、畑、裸地、水域の9種類に分類し、次に示す3種類（①～③）の緑被率を算出します。

このうち、特に緑被率①を、本市の都市緑化における重要な指標として用います。

- ◆緑被率① = (自然林 + 人工林 + 竹林 + 果樹園 + 野草地) ÷ 対象区域
- ◆緑被率② = (自然林 + 人工林 + 竹林 + 果樹園 + 野草地 + 水田 + 畑) ÷ 対象区域
- ◆緑被率③ = (自然林 + 人工林 + 竹林 + 果樹園 + 野草地 + 水田 + 畑 + 裸地 + 水域) ÷ 対象区域

緑被率②は緑被率①に水田、畑が加わります。緑被率③は対象区域に占めるすべての緑の割合を示す指標です。

3. 緑の現状

1. 緑の概要

熊本市域の、平成 30 年（2018 年）の緑の概要は以下のとおりです。

（１）緑被率①における緑

緑被率①の多くを森林（自然林・人工林）が占めています。人工林の中には公園や学校、街路樹等の公共地の樹木を含まれています。これまでの計画で推進してきた施策が、市街地の拡大による緑の減少を抑えてきた一定の成果もここに表れています。

森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林と竹林の適切で効果的・効率的な維持管理や、市民、事業者、行政が一体となり、協働して課題に取り組んでいくことが必要となります。

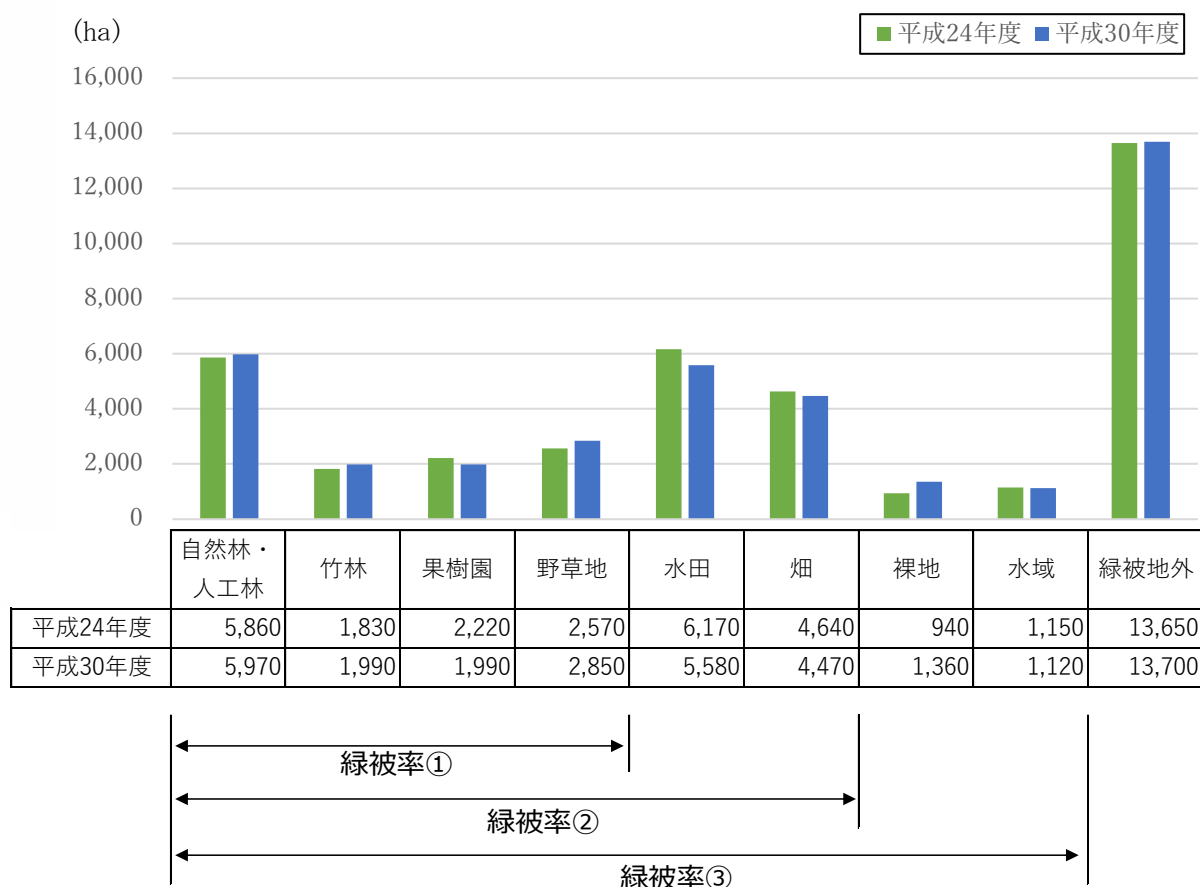
（２）緑被率②における緑

市街地周辺には多くの水田・畑が広がっており、人々に様々なめぐみや、うるおいとやすらぎのある緑豊かな田園風景をもたらしています。

（３）緑被率③における緑

裸地の増加要因は、河川改修や河道内の形状の変化によって水域の一部が裸地に変化したことや、熊本地震により住宅等が倒壊し、住宅地が裸地に変化したことが考えられます。

■ 種類別の緑被面積の変化

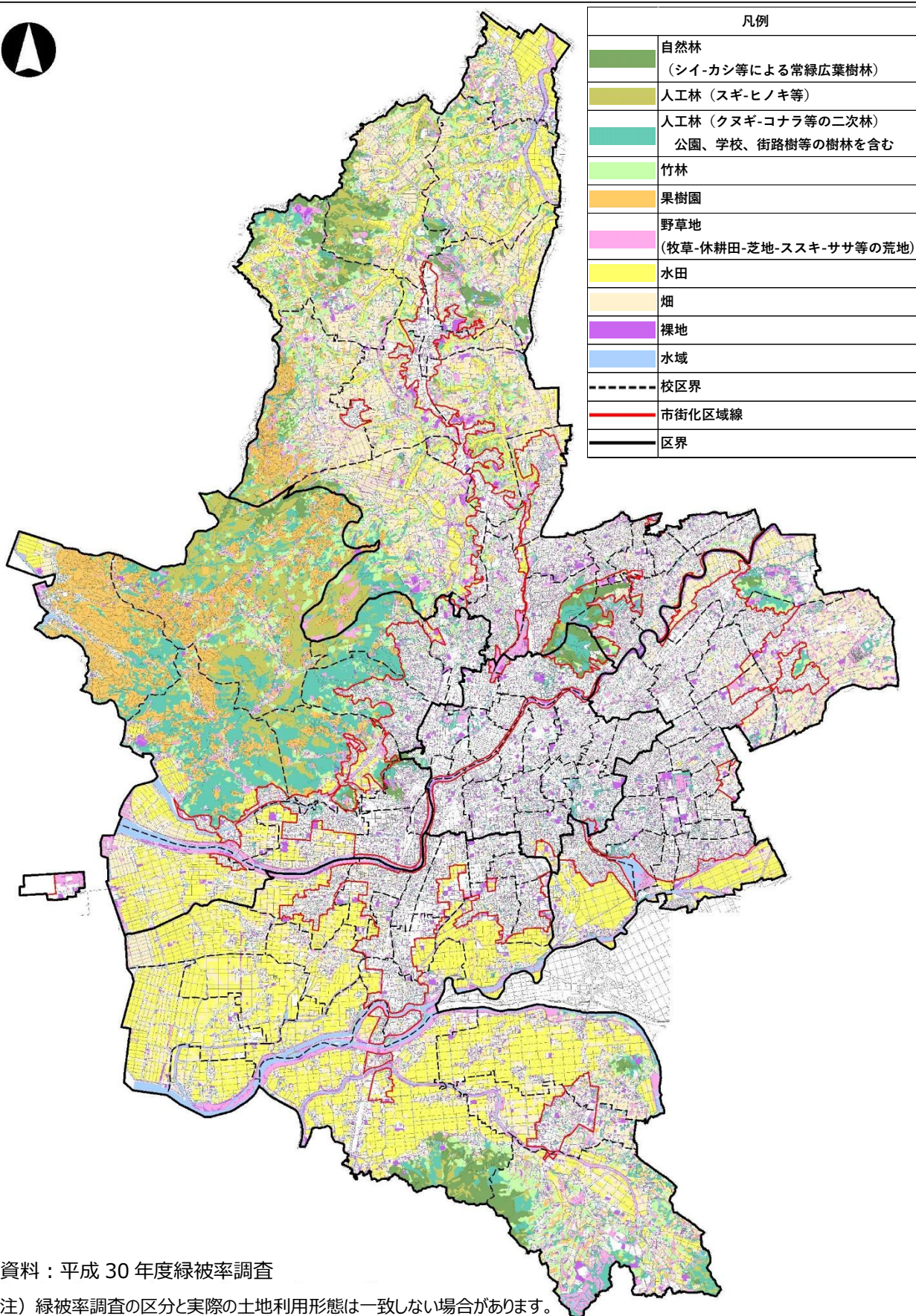


資料：平成 30 年度緑被率調査

注）緑被率調査の区分と実際の土地利用形態は一致しない場合があります。

熊本市緑の現況図（100㎡以上の緑抽出）

平成三十年度調査



資料：平成 30 年度緑被率調査

注) 緑被率調査の区分と実際の土地利用形態は一致しない場合があります。

2. 緑の分類

第1章4で示した緑地の分類ごとの緑地の現状は以下のとおりです。

(1) 公共の緑地

① 都市公園

都市公園は、多様な機能を有する都市の基幹的な施設です。本市では、熊本城、立田山等の拠点となる緑や江津湖周辺、白川、坪井川等の親水空間を都市公園として整備し、保全と活用を図っています。また、身近な生活空間においても、日常的な余暇活動の場として街区公園や近隣公園等の整備を計画的に進めてきました。

平成31年（2019年）4月時点で市民一人当たり公園面積は9.6㎡と、同時期の政令指定都市平均6.8㎡を上回っていますが、1,000箇所を超える公園や緑地を管理しており、その維持管理に要する費用は増加傾向にあります。

このような背景を踏まえ、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化した公園施設の更新を実施する等、限られた予算の中で計画的な維持管理を実施しています。

水前寺江津湖公園と白川公園では、市民の多様化するニーズに対応するため指定管理者制度を導入しています。また、民間企業に対して、災害時支援や除草などを条件に、自動販売機の設置を許可している公園もあります。

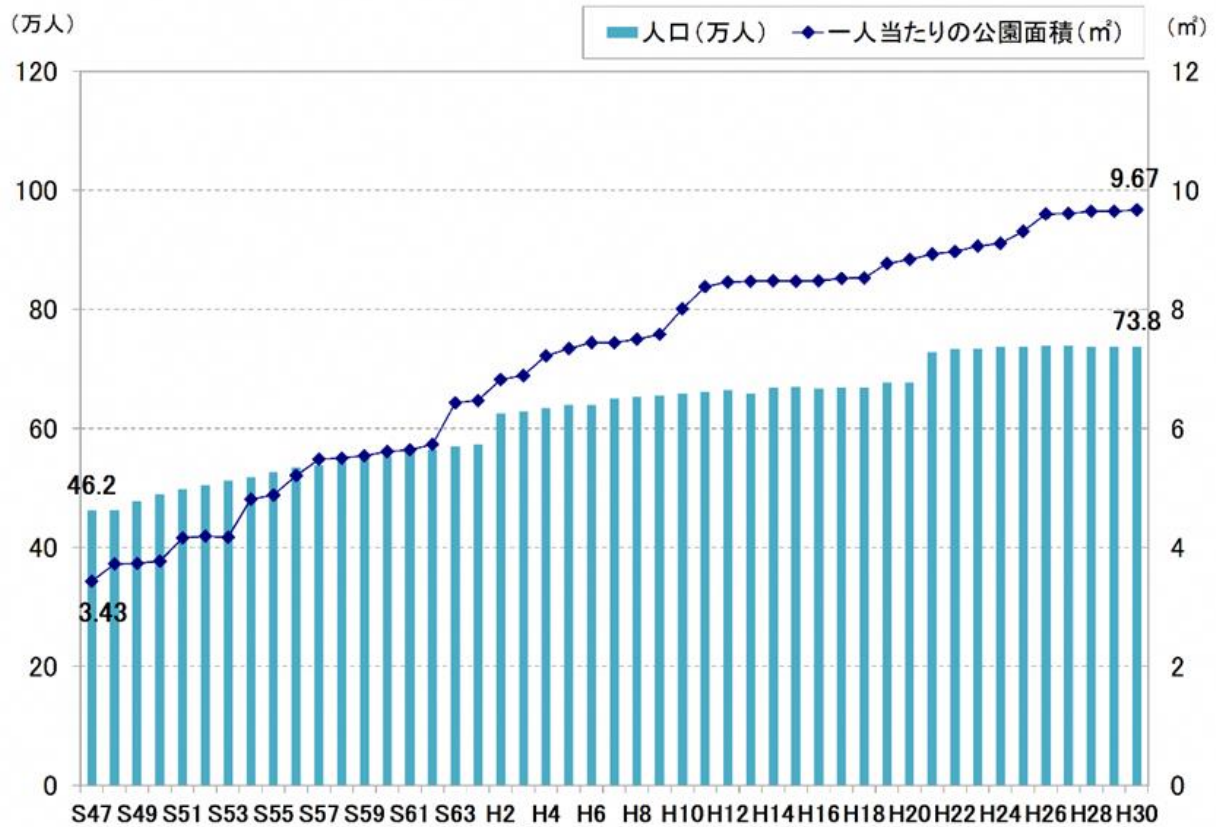
■ 都市公園の整備状況

種別		箇所数 (ヶ所)	箇所数 構成比 (%)	面積(㎡)	面積 構成比 (%)	1ヶ所あたり 平均面積 (㎡)	一人あたり の公園面積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	911	88.1	984,210	13.9	1,080	1.33
	近隣公園	29	2.8	427,149	6.0	14,729	0.58
	地区公園	7	0.7	318,564	4.5	45,509	0.43
都市基幹公園	総合公園	5	0.5	1,024,886	14.5	204,977	1.39
	運動公園	3	0.3	1,153,227	16.3	384,409	1.56
大規模公園	広域公園	1	0.1	1,255,706	17.8	1,255,706	1.70
特殊公園・緑地	風致公園	7	0.7	421,457	6.0	60,208	0.57
	歴史公園	16	1.5	303,506	4.3	18,969	0.41
	墓園	3	0.3	351,906	5.0	117,302	0.48
	緑地	52	5.0	822,954	11.7	15,826	1.12
都市公園合計		1,034	100	7,063,565	100	6,831	9.57
	まちの広場 ¹	73		59,344		813	0.08
	その他	7		14,794		2,113	0.02
合計		1,114		7,137,703		6,407	9.67

※熊本市資料（平成31年（2019年）4月時点）

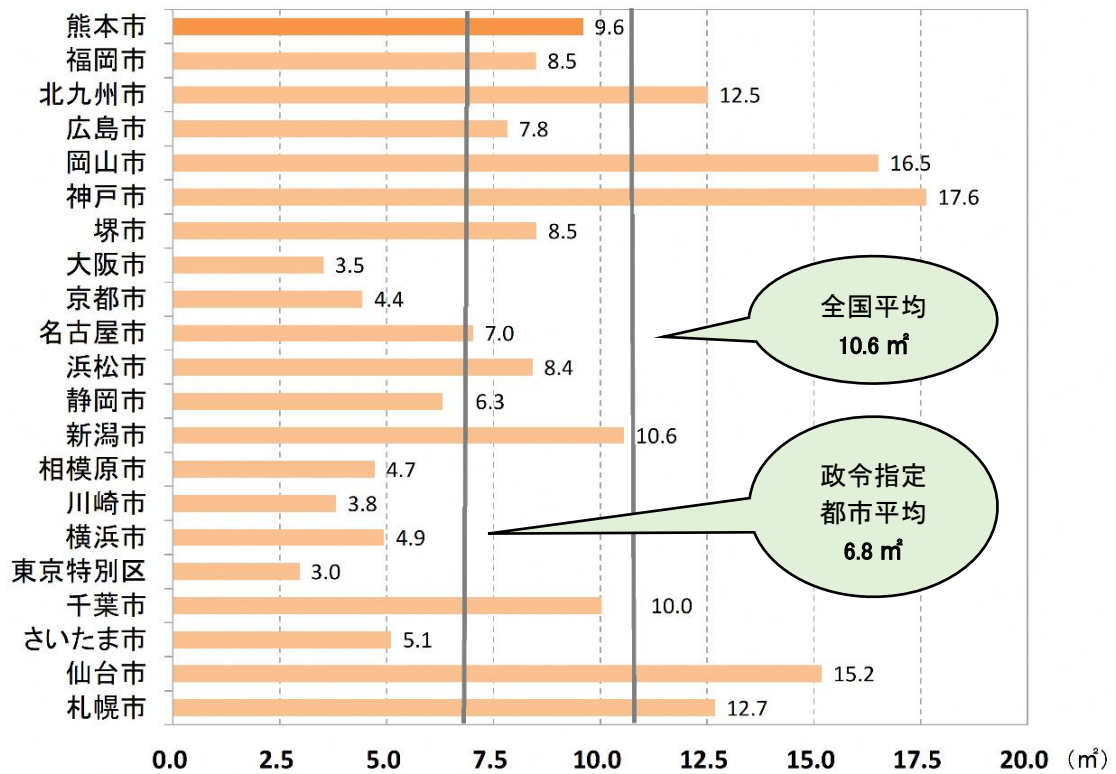
¹ 無償で土地を貸すことについて同意された土地について、市が地権者と土地使用賃借契約書（無償）を締結する。整地や外柵等を市が設置し、除草等日常の維持管理は地域で行う。

■ 一人あたりの公園面積の推移



資料：熊本市資料 ※「まちの広場」含む。

■ 政令指定都市の一人あたりの公園面積の比較



資料：国土交通省（平成 31 年 3 月時点）※「まちの広場」は含まない。

②河川

河川は緑の骨格軸となり、水と緑のネットワークを形成するうえで重要です。

本市には、国が管理する一級水系の白川・緑川や、県が管理する二級水系の坪井川などが市内を流れており、それぞれが豊かな緑を形成しています。

これらの主要河川やその支川においては、洪水による被害を軽減するため、各河川管理者による河川改修が継続的に実施されております。

河川改修にあたっては、従来からも生態系に配慮するなど、自然環境に配慮した河川改修が実施されてきたことで、自然環境に配慮した水辺空間が一定程度形成されている状況です。

③道路

街路樹は、街並み景観の形成、生物が移動する道の形成等の様々な機能を有しており、緑のネットワークを形成する上で重要です。

市域内の国県道や市道の街路樹は、中高木が約 15,000 本あり、低木の植栽面積は約 150,000 m²となっています。街路樹の樹種はケヤキが最も多く、次にイチョウ、サクラ、クスノキなどが多く植栽されています。コブシ等の花の咲く木も植栽され、季節感のある街並みづくりが行われています。

また、「第 1 期 熊本市域街路樹再生計画」では、重点路線として主要地方道熊本高森線（電車通り）や主要地方道熊本益城大津線（第 2 空港線）を設定し、再整備や保全を推進しています。

拠点となる緑を結ぶ緑のネットワークを形成するためには、安全性、景観性、防犯、維持管理などの課題があります。街路樹管理や道路除草に要する費用は労務費の上昇などから増加傾向にあるため、市民・事業者・行政などの多様な主体が街路樹等の維持管理を連携して行っていく必要があります。

■ 道路種別毎街路樹総量

街路樹総量		街路樹路線	中高木	低木
本数・面積	国県道	52 路線	6,400 本	83,000 m ²
	市道	197 路線	8,500 本	65,000 m ²
	合計	249 路線	14,900 本	148,000 m ²

■ 高中木本数順位

ランク	全体		国県道		市道	
	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
1	ケヤキ	2,673	イチョウ	1,140	ケヤキ	2,317
2	イチョウ	1,892	サザンカ	660	サクラ	1,399
3	サクラ	1,587	クスノキ	554	イチョウ	752
4	クスノキ	1,014	クロガネモチ	533	トウカエデ	598
5	クロガネモチ	926	キンモクセイ	495	ハナミズキ	487
6	ハナミズキ	830	ベニカナメモチ	486	クスノキ	460
7	サザンカ	711	ケヤキ	356	クロガネモチ	393
8	トウカエデ	607	ハナミズキ	343	コブシ	330
9	キンモクセイ	564	サンゴジュ	210	モミジバフウ	198
10	コブシ	538	コブシ	208	イマヌキ	192

④学校

学校は、巨樹等も多くあるほか、花壇等の花で彩られ、将来の都市緑化の担い手となる子供たちの教育の場となっています。

市では、「熊本市みどりの指針」に掲げる学校の緑化目標を、緑被率①で 20%と設定していますが、平成 31 年（2019 年）2 月時点で 18.6%となっており、緑の少ない学校も見られます。

学校の樹木の維持管理については、必要に応じて剪定等を実施しています。毎年、市立小中学校で実施されている「学校環境緑化コンクール」は、学校の良好な環境づくりとともに児童生徒の緑化意識の高揚の場となっています。これらの取組を継続しつつ、児童や職員だけでなく、地域や保護者等と連携を図りながら緑化推進と維持管理を進めていく必要があります。

施設名	箇所数	緑被率				敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	平均緑被率 (%)
		20%以上		20%未満				
		ヶ所	%	ヶ所	%			
小学校	92	19	21%	73	79%	168.13	24.12	14.3%
中学校	42	1	2%	41	98%	103.56	8.40	8.1%
高等学校	17	3	18%	14	82%	107.23	26.57	24.8%
大学・短大等	6	5	83%	1	17%	110.45	38.05	34.4%
幼稚園	27	2	7%	25	93%	8.15	0.54	6.6%
こども園・保育所	189	11	6%	178	94%	39.47	1.85	4.7%
支援学校	2	0	0%	2	100%	2.62	0.07	2.7%
小中一貫校	1	1	100%	0	0%	0.73	0.73	100.0%
中高一貫校	5	4	80%	0	0%	1.40	1.40	100.0%
高大一貫校	1	1	100%	0	0%	8.30	2.64	31.8%
中高大一貫校	1	0	0%	1	100%	2.89	0.05	1.8%
幼中高大一貫校	1	0	0%	1	100%	9.67	0.90	9.3%
子中高大一貫校	1	0	0%	1	100%	4.52	0.64	14.2%
計	385	47	12%	337	88%	567.12	105.96	18.7%

※平成 31 年（2019 年）2 月時点

⑤その他の公共施設

庁舎施設や社会体育施設等の公共施設は、地域コミュニティの核となる場所であり、花木や広葉樹、実のなる木等の季節感のある緑化と維持管理が進められています。

公共施設の緑被率①は、平成 31 年（2019 年）2 月時点で 20.7%であり、「熊本市みどりの指針」に掲げる目標値の 20%を達成していますが、庁舎施設や公営住宅団地の緑は少ない状況です。また、樹木等は必要に応じて剪定等を実施していますが、社会体育施設では施設管理人の作業負担が増大しています。

今後は、緑被率の低い施設で緑化を進めることはもとより、地域と連携した緑の維持管理を適切に進めていくことなどが必要となっています。

施設名		箇所数	緑被率				敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	平均 緑被率(%)
			20%以上		20%未満				
			ヶ所	%	ヶ所	%			
庁舎施設	市	104	12	12%	92	88%	34.7	3.3	9.5%
	県	16	6	38%	10	63%	34.4	8.6	25.0%
	国	22	3	14%	19	86%	79.0	29.6	37.5%
公営住宅団地		126	11	9%	115	91%	111.5	11.7	10.5%
社会体育施設		25	7	28%	18	72%	37.0	8.3	22.3%
計		293	39	13%	254	87%	296.7	61.5	20.7%

(2)民間の緑地

①工業地

工業地の緑は、工場からの排出ガスの吸収や吸着、工場の騒音の緩和、地域景観の向上等の機能をもっています。本市では、住宅地と同様に「つながりの森づくり補助金²」による緑化助成や「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいた工場や事業所の緑化協議などにより、緑化の推進を図っています。また、熊本木材工業団地では、緑地協定を締結し、緑豊かな工業団地が形成されています。

今後も、工場立地法等の法律や条例に基づく指導に努めるなど、工業地の緑化を推進する必要があります。

②商業地

商業地の緑は、まちの賑わいづくりや地域の顔となる空間として重要です。広場等のオープンスペースの緑は交流する場、憩いの場、イベントの場など様々な利用がされ、活気を創出します。中心市街地の桜町地区では、再開発と合わせてシンボルプロムナード等の一体的な整備を行うことで、緑の賑わいのある空間の創出が始まっています。

これらの商業空間は土地利用の高度化による市街地形成がなされてきた場所であり、緑化スペースが確保しにくい課題もみられています。

このような中、いくつかの商業地では省エネに繋がる屋上緑化や壁面緑化に対する助成や木陰となる街路樹の整備、賑わいを創出する花壇やフラワーポット等を活用した緑化が進められています。

今後も、助成制度を活用した建築物緑化の推進とともに、街路樹による景観形成、花壇やフラワーポット等の活用により、それぞれの商業地の特性を活かした緑化を行い、企業や事業所、店舗等と連携した賑わい空間の創出や地域の活性化を推進する必要があります。

③住宅地

住宅地の緑は、快適な生活環境、うるおいある街並みを形成するための重要な要素であり、市街地拡大に伴い減少する緑を補うため、民有地の緑化が重要となります。

本市では13箇所の住宅団地等において、緑地協定を締結し、樹木の配布を行っています。また、緑化助成制度である「つながりの森づくり補助金」を活用し、住宅地の緑化を進めています。また、結婚・子どもの誕生・新築等をお祝いする記念樹（苗木）の配布や、より多くの方に花や緑に興味関心を寄せていただくための「緑の検定」を実施しています。

今後もこのような、地域や住民の緑化意識の高揚を図りながら、身近な緑にふれあう機会の創出につながる取組などを進めていくことが必要となっています。

² 多様な生き物の生息・生育地を守る緑のネットワークの形成や災害に強い街並みづくりを目的とし、市民や事業者の方々がそれぞれの敷地内に行う樹木の植栽に対する補助金。

■つながりの森づくり補助金実績

年度	件数(件)
H27	61
H28	34
H29	20
H30	32
H31	32

■ 記念樹配布実績

年度	結婚	誕生	新築	銀婚式	パートナーシップ	計(件)
H27	151	467	353	56		1,027
H28	122	462	289	50		923
H29	171	486	351	80		1,088
H30	92	253	252	27		624
H31	78	225	198	33	2	536

④森林

森林は、二酸化炭素の吸収や地下水かん養、洪水・土砂災害の抑制、生物の生息地の確保等の多面的な機能を有しています。金峰山、立田山などでは、登山やハイキングなど休養やレクリエーションの場として多くの方に利用されています。一方で、森林所有者の高齢化等により手入れのされていない森林の増加や、風に弱い森林の増加等による荒廃化、所有者不明の森林の増加、タケノコや竹材の生産が行われず放置されている竹林の増加などが懸念されています。

⑤田園

田園を構成する農地は、食料を供給する基盤であるとともに、雨水の貯留、景観形成等の多面的な機能を有していますが、市街化による開発や農家の減少、農業従事者の高齢化等に伴って減少傾向にあるため、ゾーニングによる優良農地の確保等を引き続き推進していく必要があります。また、市民農園や観光農園は市民が農業にふれあい、理解を深める場となっており、身近な緑としての機能を有しています。

3. 法・条例等により保全された緑

本市の緑を特徴づける金峰山や立田山等の山地・丘陵地の緑、江津湖や水田等の面的にまとまりのある緑の大部分は、法や条例等によって保全されており、持続性の高い緑地として期待されます。

現在、これらの緑地は金峰山県立自然公園、保安林、風致地区、農用地区域として 19,461ha が指定されており、本市面積（39,032ha）の約 50%を占めています。また、市条例に基づき、環境保護地区 14 箇所、保存樹木 243 箇所（590 本）を指定し、13 件の住宅団地等で緑地協定を締結しています。

このように、本市の重要な緑は、法や条例等によって守られていますが、規制の弱い市街地近郊の山麓部、台地斜面等では開発が進んでいます。

今後、規制の弱い地域における緑の保全強化、緑地協定締結の推進、市街化区域内に残る樹林・樹木の保全等を行い、緑地としての持続性を高めていく必要があります。

■ 法・条例等により保全された緑地の状況

	分類	指定箇所	面積(ha)	概要
法による地域	保安林		1,783	国有林 1,540ha 民有林 243ha
	風致地区	7	1,598	・花岡山・万日山 77ha ・八景水谷 10ha ・立田山 345ha ・江津湖 238ha ・千金甲 367ha ・水前寺 10ha ・本妙寺山 551ha
	農用地区域		9,790	農用地区域 9,790ha (農業振興地域 25,483ha)
	計		13,171	
条例等	県立自然公園		6,290	金峰山県立自然公園
	環境保護地区	14	14.13	「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、14 箇所を指定。
	保存樹木	243 (590 本)		昭和 48 年制定の「緑に関する条例」に基づき、昭和 49 年から保存樹木、昭和 59 年から保存樹林を指定。 (令和元年からは「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき引き続き指定。) 保存樹木 243 箇所 (590 本) 保存樹林 0 箇所
協定	緑地協定	13	101.82	都市緑地法第 45 条及び 54 条に緑地協定制度が定められ、13 件の住宅団地等で締結。

※令和 2 年（2020 年）4 月時点

4. 緑と防災・減災

(1) 避難場所に指定されている公園・緑地

令和2年度（2020年度）熊本市地域防災計画では、公園48箇所、緑地10箇所が指定緊急避難場所（一時避難場所）に指定されています。

(2) 熊本地震での公園利用状況

熊本地震では、オープンスペースである公園や広場、民間施設の駐車場等が避難先として利用されるなか、本市が管理する多くの公園も、避難スペース、被災者の方への支援拠点、仮設住宅等の建設用地などに広く活用されました。

「熊本地震都市公園利用実態共同調査（平成28年12月）」（日本造園学会熊本地震復興支援調査委員会）によると、ペットボトル飲料水の配布や炊き出しなどのライフラインの支援は、調査対象（市内33公園）の半数程度の公園で実施されるなど、災害時にも人が集まる場所として積極的に活用されていました。なお、これらの活動は、集会施設などのある地区の拠点的な公園で行われる傾向があります。また、災害時の使用を想定して整備された防災施設に関しては、備蓄倉庫と耐震性貯水槽はよく使われた一方で、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常用電源はあまり使われないという状況がありました。今後は、誘導案内板の設置やトイレなどの設備の改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能の強化・活用が必要となっています。



沼山津公園
平成28年4月



170人が避難所として滞在した
泉ヶ丘公園内の公民館
平成28年8月



八王寺公園
平成28年4月



発災直後の物資供給に活用された
防災倉庫（蓮台寺公園）
平成28年8月

資料：ランドスケープだより熊本（日本造園学会）

(3) 土砂災害指定状況

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、主に南部、西部、北部の山間部を中心に指定されています。また、北区や西区においては市街地内に多く指定されています。これらの土砂災害の発生が考えられる箇所においては、土砂の崩壊防止や洪水の緩和ができるよう適切な緑の維持管理、災害を抑制する機能性の高い森林の保全を図る必要があります。

5. 緑の市民団体

熊本市には緑の維持管理を行う公園愛護会や街路樹愛護会などの市民団体があり、地域コミュニティの活力にもなっています。

公園愛護会は、昭和42年（1967年）に、本市と協働で公園の緑化及び健全利用の促進を図ることを目的として誕生したボランティア団体です。主な活動内容は、公園の清掃活動、ふれあいづくり、公園施設の点検、マナー向上の啓発活動等で、近年、公園数は増加しているなかで結成率は減少していることから、今後も公園愛護会の拡大と支援を図っていく必要があります。

街路樹愛護会は12団体あり、除草、清掃等の活動を定期的に行っています。街路樹の維持管理費が増大している現状もあることから、市民と連携した維持管理を推進する必要があります。

また、道路・河川等において良好な環境を保つために清掃等を進める、ふれあい美化ボランティア³があります。今後も引き続きボランティア活動の連携と充実を図り、維持管理を推進する必要があります。

■ 公園愛護会の結成状況

日付	公園数	愛護会のある公園数	結成率	団体数
平成26年	1017	645	63.4%	518
平成27年	1051	648	61.7%	521
平成28年	1066	650	61.0%	525
平成29年	1078	656	60.9%	525
平成30年	1091	660	60.5%	527
令和元年	1111	658	59.2%	528

■ ふれあい美化ボランティアと街路樹愛護会の活動状況

道路ふれあい美化ボランティア			
年度	団体数	活動回数	参加人数
平成29年	65団体	459回	3,473人
平成30年	66団体	549回	5,137人
令和元年	66団体	508回	3,820人
河川ふれあい美化ボランティア			
平成29年	4団体	54回	290人
平成30年	4団体	52回	1866人
令和元年	4団体	52回	1842人
公園ふれあい美化ボランティア			
平成29年	3団体	17回	110人
平成30年	5団体	24回	142人
令和元年	5団体	26回	187人
樹木ふれあい美化ボランティア			
平成29年	1団体	6回	5人
平成30年	1団体	6回	5人
令和元年	1団体	6回	5人
街路樹愛護会			
平成30年	13団体	446回	3,268人
令和元年	12団体	254回	3,677人

³ 市民の皆様で構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、清掃・美化活動などを行うボランティア団体。

4. 市民意識（アンケート調査）

市民や市民団体の緑に関する意識や要望を本計画の改定に反映させるために実施しました。

調査内容は郵送による調査 792 回答（市民 2,000 通中 750 回答、市民団体 50 通中 42 回答）、Web による調査 1,078 回答で、合計 1,870 の回答がありました。

1. 市民

■ 熊本市全体の緑について

- 年齢や居住地を問わず、緑への関心は高く、約 88%が関心をもっており、熊本市全体の緑に 53%の方が満足しています。熊本らしい緑には、「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」や「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」などがあげられており、これらの緑を特に保全していく必要があります。
- 熊本市の緑の増減について、約 33%は「変わらない」としており、「西区」では増えている、「東区」、「中央区」では減っていると感じている傾向があります。

■ 現在の居住地周辺の緑について

- 居住地周辺の緑について、「緑の量」は 79%が満足しており、“居住地周辺の緑の量”は、“中心市街地の緑の量”よりも評価されています。「緑の質」は約 36%が満足していますが「緑の量」と比較して低くなっており、緑の質の満足度向上が求められています。
- 緑を感じる場所は、「公園（55.9%）」、「街路樹（35.8%）」、「住宅（33.5%）」の緑が特に多く、これらは身近で緑を感じる重要な場所であるといえます。

■ 中心市街地の緑について

- 「緑の量」は約 67%が満足しています。「緑の質」は約 34%が満足していますが、「緑の量」と比較して低くなっています。特に、緑の質について満足度の向上が求められています。

■ 緑の将来像について

- 重点的に保全すべき緑の場所として、「熊本城や花岡山等の中心市街地の周辺の緑（58.0%）」や「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑（55.3%）」など、特に熊本を代表するエリアにおける緑の保全を挙げる意見が多くありました。
- 年代、居住地を問わず、緑について約 80%が積極的に保全したほうがよいと考えています。また、多様な生物の生息環境を確保するための取組として、「森林や河川等をはじめ現在の自然環境を保全」や「外来生物への対策」、「希少動植物の保全」の意見も多く寄せられました。

■ 市街地の緑に関する将来像について

- 市街地の緑については、「緑を増やした方がよい」は約 58%、「現状のままでよい」は約 35%です。「公園」、「街路樹」、「河川」、「公共施設（学校等）」を中心に適切な緑化を引き続き行っていくことが望まれています。

■ 公園、街路樹について

- 公園については、「公園の数は現状でよいが施設を増やし利用しやすい公園に改修していく」とする意見が多くある一方で、「公園が少ない場所で公園を増やしていく」とする意見も比較的多くみられます。分布状況に応じて公園整備の必要性を検討しながら、既存公園の維持管理の充実を行っていくことが望まれます。維持管理については、協働による維持管理の意見（52.8%）や民間企業による維持管理の意見（47.0%）がありました。その他「トイレの汚れや故障が多い」、「雑草が伸びている」などの利用にあたって必要不可欠な項目への不満が多くありました。また、公園の緑は、緑が少ないところで樹木等を増やしなが、既存の樹木の管理を充実していくことが求められています。
- 街路樹は、さらに増やしていくよりも、現在ある街路樹の植え替えを行いながら維持管理していくことが求められています。

■ 民有地の緑化について

- 民有地については、約 41%の方が「緑化の推進」を望んでいます。民有地の緑化については、経費、管理の手間等が課題であるため、様々な助成制度、支援が求められており、特に、民有地の植樹に対する助成の声が大きくありました。

■ 緑化の推進体制や緑の管理について

- 緑化や緑の保全活動への参加への関心は高く（65.8%）、緑化や緑の保全活動については、市民、行政の協働による形が求められています。
- 市民が参加できそうな活動では、自宅や公園、道路等における緑の創出に関する活動への関心が高かった（89.7%）ほか、緑の保全のための募金活動への関心も高く、若い年齢層ほど関心が高いこともわかりました。

2. 市民団体

■ 広報活動の方法について

- 構成員は主に紹介、広報による募集で確保されていますが、広報の多くは回覧、掲示板等といった紙媒体によるもので、情報機器の活用が不足している状況です。

■ 活動における問題点について

- ほとんどの団体が、今後引き続き活動を継続するとしており、そこは、団体構成員の高齢化や減少、担い手・後継者の不足といった問題や、市民活動の参加者の減少、地域住民との協力不足といった参加者の問題、活動費用の不足といった問題があります。

■ 活動のための支援について

- 地域、行政等との連携の強化を進めていきたいとの意見が多く、行政には、助成金や物資、広報活動の支援、助成制度の情報提供、活動をより良くしていくために必要なノウハウや知識の勉強会といった支援を求めています。

5. 課題の整理

上位・関連計画、社会情勢の変化、緑の現状、市民アンケート等を踏まえて、課題を次のように整理します。

課題1 緑の骨格の保全・管理

■森林・竹林の適切な維持管理や整備

森林について、所有者の高齢化等により手入れのされていない森林の増加や、風に弱い森林の増加等による荒廃化、所有者不明の森林の増加などが懸念されています。

森林には多面的機能（二酸化炭素の吸収、生物の生息地、地下水かん養、土砂災害防止、レクリエーション空間等）があるため、それらを発揮するため、適切な保全と維持管理を進めていく必要があります。

また、放置竹林の拡大が里山の環境や景観の悪化に繋がっており、その対策について検討を進める必要があります。

■市街地周辺に広がる田園の保全

市街化による開発や農家の減少、農業従事者の高齢化に伴い、農地は減少傾向にあることから、ゾーニング等による優良農地の確保を推進する必要があります。

また、広大な田園の保全を図りつつ、川辺や集落等の緑と一体となった、うるおいのある景観づくりも必要です。

■自然環境に配慮した水辺空間の形成

河川では、洪水による被害を軽減させるため、河川改修が継続的に実施されています。改修や維持管理にあたっては、緑や生態系に配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間を形成していく必要があります。

■緑の保全による生物の生息環境の保全

森林や河川等の現状から、生物の生息空間が失われつつあるほか、外来種の繁殖により在来種が減少し、生物多様性が失われていくことが懸念されます。また、市民アンケートでは、多様な生物の生息環境を確保するため、森林や河川等をはじめ現在の自然環境を保全することを第一としながら、外来生物への対策や希少動植物の保全などの意見も多くありました。

そこで、森林や河川等の適切な維持管理を推進するとともに、外来種対策と絶滅危惧種の保全による生物多様性の確保が必要となっています。特に、江津湖では特定外来生物等による生態系等への被害を防止するための条例を施行し、効果の検証を実施していることから、この先進事例の継続・拡大による生物多様性の保全を図ることが必要です。

課題2 上質な緑空間の形成

■ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整える緑の創出

地球温暖化に伴う気温上昇やヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す取組という課題があります。公園、街路樹、学校等の公共の緑化や事業所、住宅地等の緑化等、市街地内の緑を効果的に創出し、快適な緑空間の形成することが必要です。

■多様な主体との協働による民有地の緑の創出

市民アンケートでは、民有地の緑化推進が望まれる一方、緑化を図るための課題として管理経費や管理の手間などの意見が挙がっています。また、民有地の緑化を図るための助成制度や支援を求める意見が多く、これらに対応した制度の充実が必要です。

■賑わいとうるおいのある中心市街地活性化に向けた緑の創出

市民アンケートでは、市街地内の緑化を望む意見のほか、公園、街路樹の適切な緑化や、本市の代表的な観光地である熊本城や水前寺成趣園、江津湖などの緑の重点的な保全を望む意見が多く挙がっています。そのため、中心市街地など多くの人が「森の都」の魅力を感じる場所として、緑豊かな景観形成を図る取組が必要です。

課題3 地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用

■既存の森林・河川・公園等の活用

森林・河川・公園等においては、課題 1 で述べた適切な維持管理や整備とともに、市民がより身近に感じられるような既存の緑の活用が必要です。登山やハイキングなど休養やレクリエーションの場として多くの方に利用されている金峰山・立田山や、歴史的文化資源や自然環境が豊富な水前寺江津湖公園などは、更なる活用の可能性があります。

これらの水と緑が一体となった魅力ある場所の利活用を促進し、市民に親しまれる空間づくりが必要です。

■市民ニーズに対応し、協働による公園・街路樹の維持管理

公園や街路樹の維持管理費は、どちらも増加傾向にあります。

市民ニーズに対応した、市民・事業者・行政の協働による効率的な維持管理や、利便性が高く快適な公園づくりが必要です。

■災害発生時の公園の活用

熊本地震では多くの公園が避難先として活用され、緑のオープンスペースの重要性について再認識されました。今後も、災害時に活用できるよう、公園の防災・減災機能の強化が必要です。

■ふれあいやコミュニティ形成の場づくり

森林・河川・公園等は地域の方々が水や緑とふれあう憩いの空間であるとともに、人と人が交流しコミュニティ形成を図る空間でもあり、こうしたコミュニティは生きがいや地域の活力にも繋がります。

また、市民・事業者・行政の協働により緑を創出し活用することは、地域のコミュニティを育むことにも繋がります。この地域の繋がりを大切にし、緑化活動を進めることで、よりよい緑の魅力あふれるまちづくりに努めることが必要です。

課題4 市民の参画と協働による緑のまちづくり

■「参画と協働」による新たな緑化活動の展開や情報発信

市民団体アンケートでは、構成員募集は主に紙媒体が用いられ、情報機器の活用が不足しているといった意見や、地域や行政との連携強化を進めていきたいという意見が多く、広報活動への支援や関連する制度の情報を広く発信することで、緑に親しむ市民を増やしていくような仕組みづくりに努める必要があります。

全国都市緑化くまもとフェアを始めとした、市民の「参画と協働」の取組を進めていく中、今後も「参画と協働」の拡大を図りつつ、新たな緑化活動の実現につなげていく必要があります。

■市民活動団体の活動の活性化や「森の都」を築く人材育成

市民団体アンケートでは、活動の問題点として、構成員の高齢化や後継者不足、参加者の減少、地域住民との協力不足、活動費用の不足などの意見が挙がっており、助成金や物資、必要なノウハウや知識の勉強会の開催などが行政に求められています。

これらの多くの課題の解決を進め、緑に関する多くの知識や経験を有する人材育成等により、活動の活性化を図る必要があります。

■市民参加を促進するイベント・体験などの企画づくり

市民アンケートでは、緑化活動への参加に対する関心が高く、市民と行政が協働してこれらの活動を推進することが求められています。また、参加可能な活動として、自宅や公園、道路の緑化が多くありました。今後は、市民参加を促進するイベントや体験等の企画を行い、市民が緑にふれあう機会を創出し、健康や生きがいづくりを推進する必要があります。

第 4 章

基本理念・基本方針・計画推進のための施策

1. 基本理念

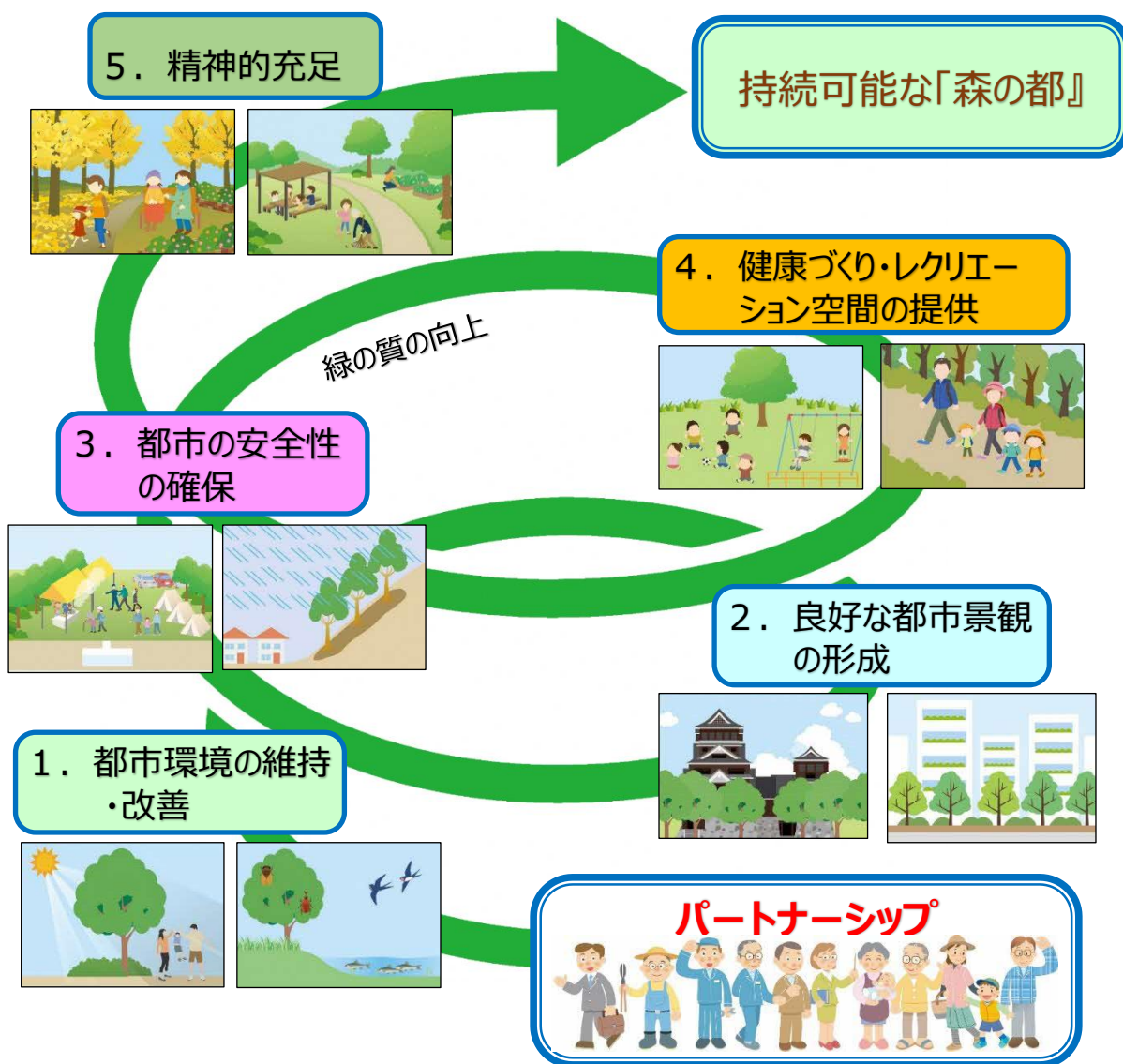
熊本は長く「森の都」と呼ばれ、多年にわたる市民の努力により豊かな緑量が確保されてきました。

しかしながら、社会情勢の変化の中で、市民の「緑」に対する価値観も多様化しています。

そこで、「緑の量」の充実はもとより、緑の持つ多面的な機能や効用などの「緑の質」の恩恵が、日々の暮らしの中でより実感でき、市民がそれを誇りに思えるような持続可能な「森の都」の実現を目指します。

持続可能な「森の都」の実現

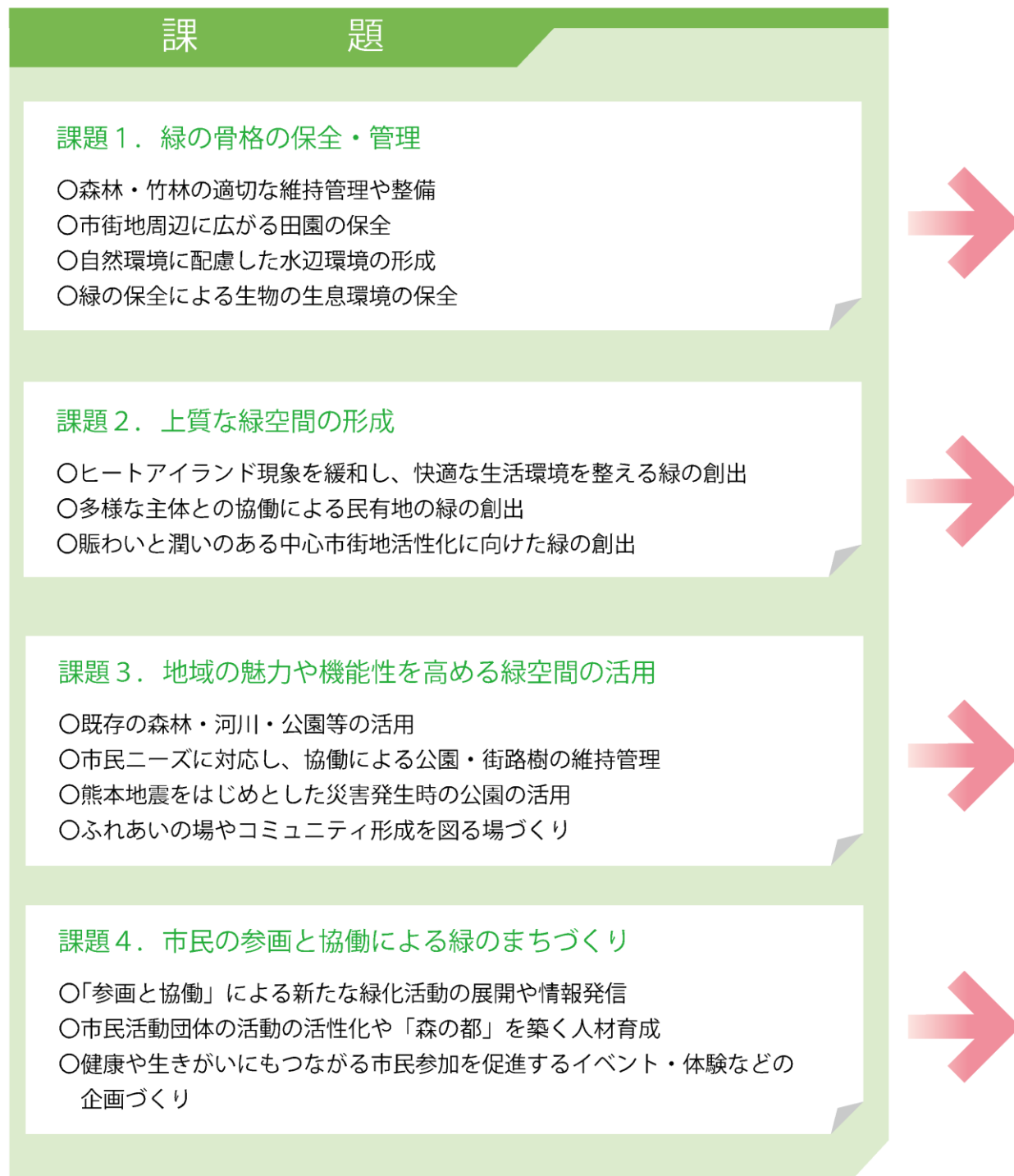
■ 緑の質の向上に関するイメージ



2. 基本方針

基本方針の考え方

基本理念にある、緑の質の向上した持続可能な「森の都」を実現するため、4 つの課題に対応して 4 つの基本方針を設定します。



基本方針

1 【緑を守る】豊かな自然の保全・共生

金峰山等の山々、植木や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の河川、江津湖の水辺、有明海に面する海岸線等によって構成される自然や、市街地周辺の田園、鎮守の森等の大切に守られてきた身近な自然、緑を保全します。

また、水源かん養域の保全や、生物多様性の確保を図ることによって、郷土の貴重な財産である水と緑、自然を次世代に継承する、「森の都」における人と自然環境の共存、共生を図ります。

2 【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出

歴史や文化的景観を守りつつ、多様な主体との協働により、公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進します。

中心市街地では緑化を推進し、賑わいとうるおいに満ちた魅力ある市街地を形成することによって、ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整え、「森の都」の顔となるまちの魅力を創出します。

3 【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用

公共施設や街路樹等の緑の活用により、良好な景観の形成、都市環境の維持・改善、安全性の向上を図ります。特に、公園は、官民連携による運営・維持管理を推進し、誰もが利用しやすく災害時にも役に立つ地域コミュニティ活動の場とします。

森林等の緑は様々なレクリエーションの場、都市緑地や河川敷は、緑を身近に感じられる場所にするなど、「森の都」の多様な緑が持つ、様々な機能の活用を図ります。

4 【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり

緑のイベントや緑化に関する広報、情報発信を行い、緑に親しむ人を増やします。また、市民活動団体の活動や企業の社会貢献活動等に対する支援や、緑化活動のリーダーの育成を行い、誰もが気軽に緑化や維持管理に参加できる仕組みをつくります。

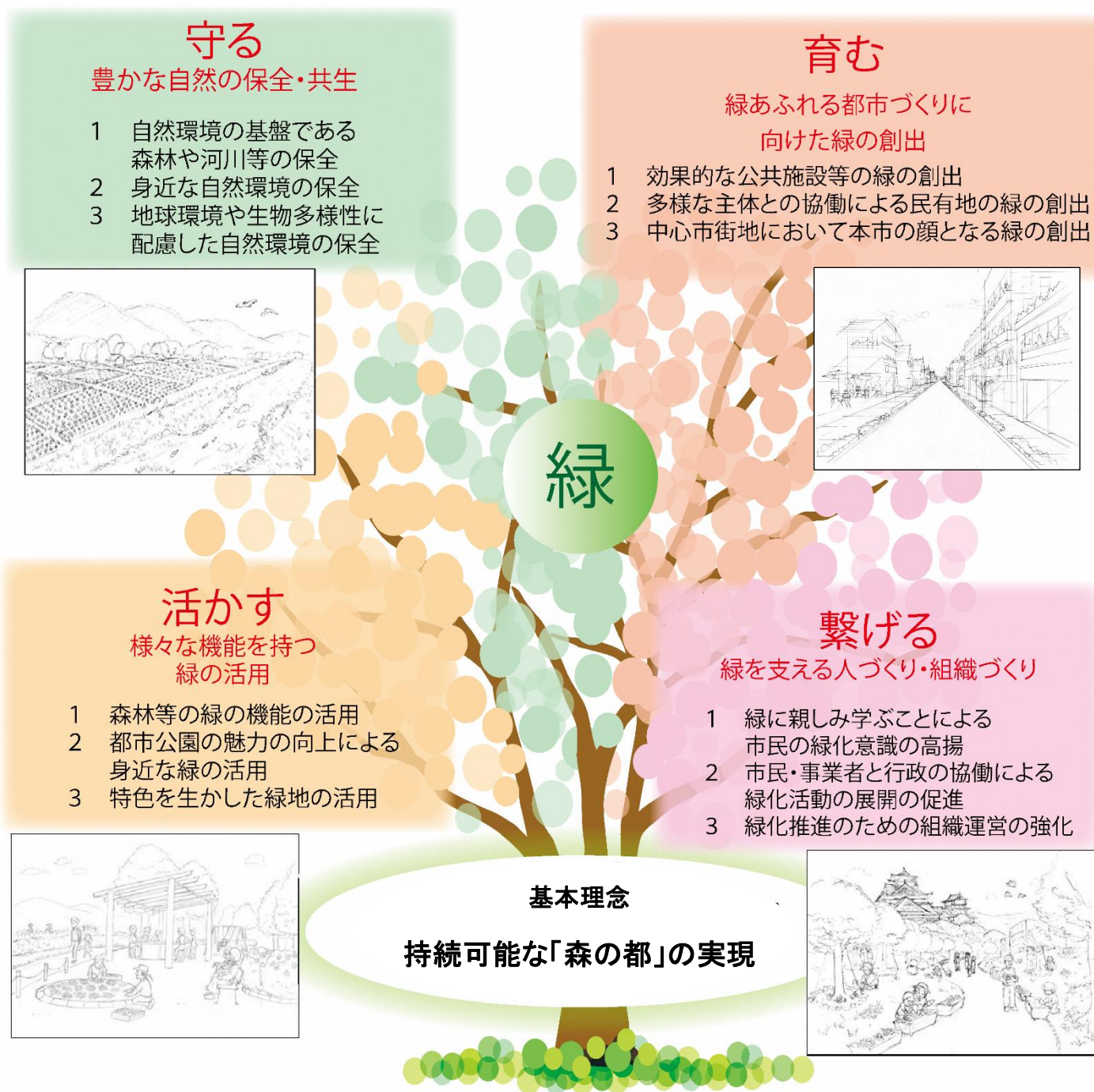
このような市民との参画と協働の取組により、「森の都」を支える人づくり・組織づくりを行います。

3. 施策の体系

市民や事業者等と行政が緑の取組を共有し、協働して取り組むことが大切です。

施策の体系は、4つの基本方針を柱にして設定しています。また、それぞれの施策の下に、具体的な事業を体系的に整理し、計画を推進します。

■ 基本方針と施策の関係



4. 具体的な事業

基本方針 1 緑を守る（豊かな自然の保全・共生）

郷土の貴重な財産である水と緑を守り育て、次世代に継承し、豊かな自然の保全・共生を図ります。



「緑を守る」検証指標と目標

「緑を守る」の検証指標は、緑被率①¹を用います。

本市の市全体の緑被率①は、平成 30 年時点で 32.8%です。平成 17 年（2005 年）策定時の目標値 30%を上回っていますが、これは合併による面積の変化があったためと考えられます。

そこで今回は、今後、市街地の拡大が考えられる中、32.8%の確保に努めます。森林や地域に残る巨樹、樹林地等を官民協働により、適切に維持管理を行い保全に取り組めます。また、緑被率を維持することにより生物の生息環境の向上や生活環境の向上に寄与する緑づくりを推進します。



市街地内の立田山

¹ 緑被率① 【(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地)÷対象区域面積】

1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全

本市の地勢は、金峰山系の山々、植木台地や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の清流、江津湖の水辺、そして有明海に面する海岸線によって構成されています。これらの地勢の上に成り立っている自然は、水と緑豊かな「森の都」の背景となり、清らかな地下水の源ともなっています。

これらの自然環境保全の基盤をつくっている山や台地の緑や市民が身近に感じる川や水辺の緑、都市の歴史・文化を支えてきた緑を保全します。

具体的な事業	担当課
(1) 水源かん養域の保全や交流・連携の推進	
①市内の水源かん養域の森林の保全	農業政策課森づくり推進室
②市外の水源かん養域の森林の保全	水保全課
③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進	水保全課
(2) 環境に配慮した河川整備の推進・促進	
①環境に配慮した河川整備の推進・促進 ★	河川課
(3) 健全な森づくりの推進	
①【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮	農業政策課森づくり推進室
②【新規】放置竹林対策の取組の拡大	農業政策課森づくり推進室

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1)水源かん養域の保全や交流・連携の推進

緑の持つ水源かん養機能をより発揮させるため、市内の水源かん養域の緑の保全および、市内の緑へ豊かな地下水をもたらす市外の水源かん養域の緑を保全します。

①市内の水源かん養域の森林の保全

- ・人工林において、適切な保育・間伐の促進や下層植生や樹木の根を発達させる取組を行うとともに、地面の露出した状態をできるだけ発生させない等の適切な保全を行います。
- ・天然林において育成が必要な場合は、補植や下刈り、除伐等の作業を行い、それ以外は自然力に委ね、倒木による地表面水の速度制御や保水能力を活用するため、人為的に取り除かない等の適切な保全を行います。

②市外の水源かん養域の森林の保全

- ・熊本市外に所在し、地下水かん養域²に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林については「水源かん養林」として位置付け、森林整備や管理に取り組みます。

③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進

- ・熊本市外に所在している水源かん養林については、森林法第10条の13³の規定による「森林整備協定」に基づき、上・下流自治体が連携して、森林の造成や整備を推進します。



ボランティアの連携による森林整備

(2)環境に配慮した河川整備の推進・促進

河川の水辺にある緑を活かしながら、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。

①環境に配慮した河川整備の推進・促進 ★

- ・本市が管理する河川については、未改修区間の整備を進める際に、生態系に配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間形成を推進します。
- ・その他の主要河川においても、潤いとやすらぎの水辺空間の保全創出を促進します。
- ・生物にやさしい川、風を感じる水辺空間づくり、美しい水質等、うるおいのある河川環境を安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を推進します。



藻器堀川における多自然川づくり

² 山林、水田、畑地、草地等に雨水などが地下浸透しやすく、帯水層に水が供給されやすい地域。熊本市では市の東部・北部地域が該当する。

³ 森林の属する流域に係る河川の下流域の地方公共団体の長および森林所在地地方公共団体の長は、それぞれに当該森林についての森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。

(4)健全な森づくりの推進

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて健全な森づくりを推進するとともに、市民との協働による里山の保全を推進します。

①【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮

- ・山地災害予防のため間伐を実施するなど、多面的機能を高度に発揮できる森林管理を推進します。
- ・木材生産の可能な箇所における間伐等を適正に実施します。
- ・市有林を多面的機能発揮のモデル林として整備します。

②【新規】放置竹林対策の取組の拡大

- ・放置竹林対策の継続と取組面積の拡大を図ります。



放置竹林対策

2 身近な自然環境の保全

本市には、市街地周辺に広がる田園、鎮守の森や屋敷林等が位置しています。これらの緑は、市民の方々が大切に守ってきた貴重な財産であり、このような身近に親しめる自然環境を保全します。

具体的な事業	担当課
(1) 地域制緑地等による緑の保全	
①特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の指定検討	環境共生課、都市政策課
②風致地区内の緑の保全・啓発	都市政策課
③環境保護地区の適正管理	環境共生課
(2) 保存樹林・保存樹木の適正管理	
①管理の助成	環境共生課
②樹木診断の実施	環境共生課
(3) 田園の保全	
①景観法に基づく届出制度の活用	都市整備景観課
②熊本農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保	農業政策課

(1) 地域制緑地等による緑の保全

「森の都」の景観形成上、良好な自然環境を有する地区を将来にわたり保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定を検討します。また、緑豊かな都市景観を維持するため、風致地区内の緑を保全する他、市街地およびその周辺に残された貴重な樹林地等を、地権者の理解と協力を得て環境保護地区に指定し、保全します。

①特別緑地保全地区⁴・緑地保全地域⁵の候補地の指定検討

- ・候補地の景観、植生、動植物の生息状況等の自然環境や、土地所有者の現状等について調査を実施します。
- ・景観形成上、特に重要な役割をもち、良好な自然環境を有するまとまりのある樹林地等を、将来にわたり恒久的に保全するため、特別緑地保全地区の指定を検討します。
- ・無秩序な市街地化の防止や、地域住民の健全な生活環境の確保のため、緑地保全地域の指定を検討します。

⁴ 都市緑地法第12条に基づき、都市計画区域内における良好な自然的環境となる緑地において、豊かな緑を継承するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

⁵ 都市緑地法第5条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市整備と調和しつつ、広域な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

②風致地区内の緑の保全・啓発

- ・「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」で定めた基準⁶で規制することで、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持します。
- ・風致地区内に風致地区看板を設置し、風致地区の案内と、風致地区内における建築物等の規制について明示することにより啓発を行います。

③環境保護地区⁷の適正管理

- ・地区内の土地の所有者と、自然環境の保全に関する協定を締結します。
- ・地域住民と一体となって身近な自然とのふれあいの場となるように検討します。
- ・固定資産税、都市計画税相当額の指定交付金、保護協定締結に伴う協力金を交付します。



環境保護地区（上南部町・下南部2丁目）

(2)保存樹林・保存樹木の適正管理

地域に残る名木や古木等を、地域のランドマークとして保護・育成するため、保存樹木の適正管理を推進します。

①管理の助成

- ・隣地への越境枝の剪定、病木・老木の養生、枯枝の除去、害虫駆除等の支援を行います。

②樹木診断の実施

- ・専門家の調査により、樹勢低下等の早期発見に努めます。



菅原神社の保存樹木

⁶ 「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」で定めた基準の中で示す緑被率は、風致地区において敷地面積に対する緑被面積の割合を表したものであり、本計画で示す緑被率とは別の指標となる。

⁷ 熊本市に残る良好な自然環境を保全するため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区。

(3)田園の保全

田園の良好な景観の形成や優良農地の確保を通して、緑の効用を有する田園の保全に努めます。

①景観法に基づく届出制度の活用

- ・熊本市景観計画では、田園景観・既存集落景観保全ゾーンの景観形成方針を定めています。景観法に基づく届出制度を活用し、一定規模以上の建物の新築等を行う場合には、この景観形成方針に沿った計画となるよう誘導します。



田園風景

②熊本農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保

- ・熊本農業振興地域整備計画に基づくゾーニング等により、優良農地の確保に努めます。



基盤整備された農地

3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全

森林、里地里山、河川等は、多様な生物の生息空間となっており、これらの生物多様性があることにより食料の供給や地球環境の維持などが保たれています。そのため、生物の生息環境を保全・活用することで生物多様性を確保し、人と自然環境が共存・共生した地域づくりを推進します。

具体的な事業	担当課
(1)熊本市生物多様性戦略の推進	
①絶滅危惧種の保全	環境共生課
②外来種対策の実施	環境共生課
(2)Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進	
①【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進	環境共生課、 農業政策課森づくり推進室

(1)熊本市生物多様性戦略の推進

生物の生息・生育地の保全により生物多様性に配慮した取組を推進します。

①絶滅危惧種の保全

・江津湖に生息するヒラモ等、絶滅危惧種の保全に向けて、市民・事業者・行政で一体となった取組を推進します。

②外来種対策の実施

・周辺自治体と連携した防除体制の構築、生態系への影響が懸念されるアライグマについて市民等への啓発等、侵略的外来種に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。



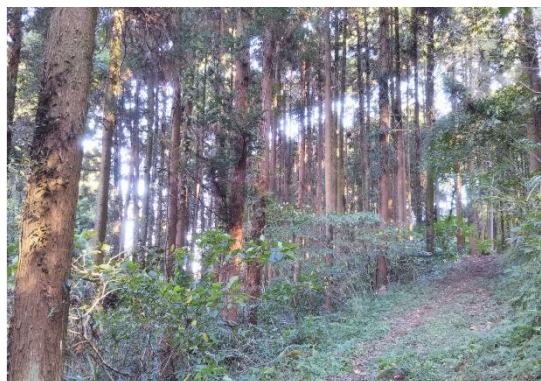
外来種ウォーターレタスの繁茂

(2)Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進

森林等の生態系が有する防災・減災機能を発揮し、自然災害リスクのみならず、地域社会の発展や生物多様性の保全等に取り組みます。

①【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）⁸の視点の推進

- ・防災・減災機能の補強や生態系の保全・再生など地域が必要とする機能を発揮させるよう、生態系の保全と再生、持続的な管理を実施します。
- ・山地災害防止に向けて、樹木の根の生育を促す森林の間伐等の整備を実施します。



土砂災害防備林（立田山）

⁸ 防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減することによって、地域の防災・減災機能の強化、生物多様性と生態系サービスの確保を図り、持続的で安全で豊かな自然共生型社会の構築に寄与する概念。

基本方針 2 緑を育む（緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出）

市民の快適な暮らしのため公共施設、民有地、中心市街地等の良質な緑を創出します。



「緑を育む」検証指標と目標

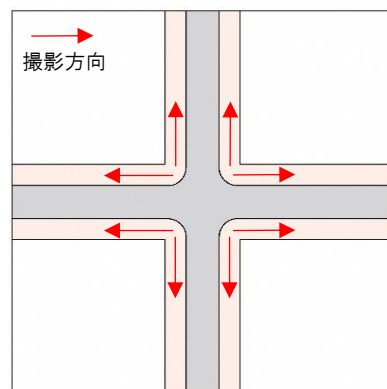
「緑を育む」の検証指標は「緑視率」を用います。

「緑視率」とは、人の視野を占める緑の面積の割合のことで、中心市街地や地域拠点等の特定の場所において、人々にうるおいや安らぎなどの快適性を与える緑量の指標です。なお、国土交通省等が実施した調査によると、緑視率がおよそ 25%を超えると緑が多いと感じ始めるという結果があります。

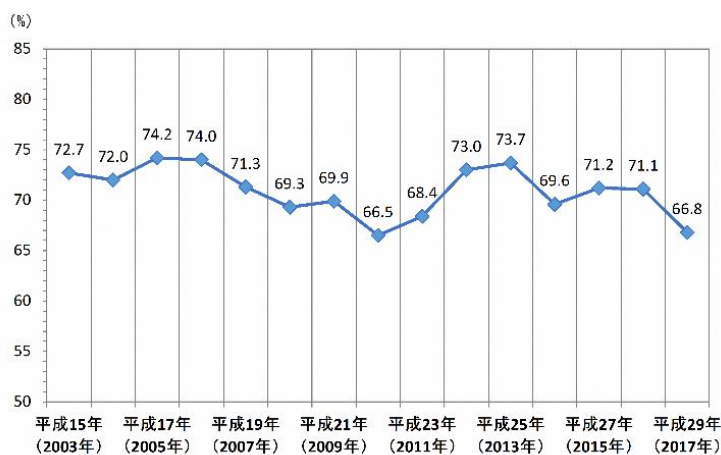
本市では中心市街地と地域拠点の計 17 箇所において、交差点から 8 方向で写真を撮影し、その中に占める緑の割合（8 方向の平均）を緑視率として計測したところ、令和 2 年（2020 年）の調査箇所の平均値は 11.3%でした。

これらの現況値を踏まえて、緑視率の目標設定は、第 1 目標として現況値が 15%未満の箇所で 15%。第 2 目標として調査箇所全体の平均値で 25%を目指します。また、街なかに緑が多いと感じる市民の割合は 80%以上を目指します。

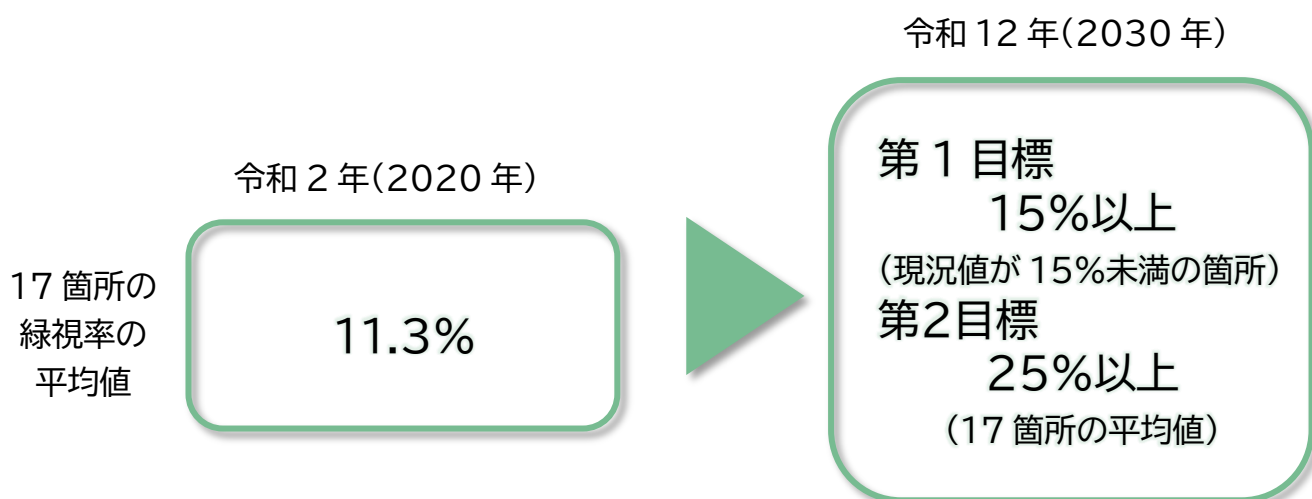
また、毎年調査を実施している市民アンケートにおいて、街なかに緑が多いと感じる市民の割合は、平成 15 年（2003 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて約 6%減少しています。



交差点における緑視率の調査方法のイメージ



街なかに緑が多いと感じる市民の割合



緑化による
緑視率増加のイメージ



現況 (約 11%)



第 1 目標 (約 15%)
フラワーポット等による道路緑化)



第 2 目標 (約 25%)
(壁面緑化等)

1 効果的な公共施設等の緑の創出

公共施設（道路・学校等）は、様々な方が日常的に多く利用する場であり、そこにある緑は多くの人の目に留まることから、今後も引き続き質の高い緑を創出し、地球環境にやさしくゆとりある快適な空間となるよう努めます。

具体的な事業	担当課
(1)道路の緑化	
①街路樹等の再生整備の推進 ★	道路整備課
②市電軌道敷の緑化 ★	環境共生課
(2)学校の緑化	
①学校樹の適切な維持管理	教育委員会施設課
②花壇等の緑化の推進 ★	教育委員会指導課
(3)その他の公共施設の緑化	
①社会体育施設の緑の適切な維持管理	スポーツ振興課
②公共施設の緑化充実 ★	各施設所管課
③公共施設におけるグリーンカーテンの普及	各施設所管課、 環境共生課
④【新規】フラワーポット等による緑化の推進	各施設所管課、 環境共生課

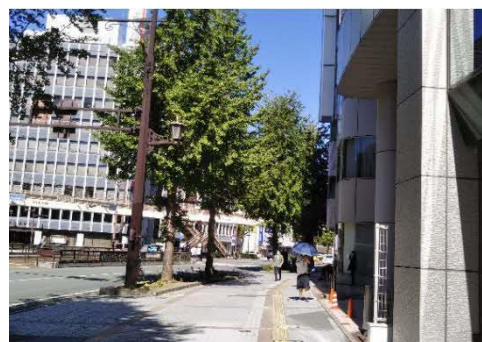
★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1)道路の緑化

潤いと安らぎある街路樹空間を創出するため、景観や安全性・快適性を考慮した街路樹の形成はもとより、適正かつ持続可能な維持管理に努めます。

①街路樹等の再生整備の推進★

- ・熊本市域街路樹再生計画に基づき、街路樹等の伐採、更新、治療・保護を行うことで、適切な維持管理に努めます。
- ・街路樹の維持管理について、造園業者や樹木医等のノウハウを活かしつつ、官民連携による多様な主体の意見を踏まえて適切に推進します。



街路樹

②市電軌道敷の緑化★

- ・市街地の新たな緑化スペースとして、ヒートアイランド現象の緩和、騒音低減、都市景観の向上などの役割を持った市電軌道敷の緑化を推進し、景観ネットワークの拡充を図ります。



市電軌道敷緑化

(2)学校の緑化

「森の都」の担い手となる子どもたちの教育の場として、適切な学校緑化の推進に努めるとともに、地域の緑の拠点づくりを推進します。

①学校樹の適切な維持管理

- ・学校や幼稚園等の環境保全のため、既存樹木等の維持管理に努めます。
- ・倒木等の危険性がある樹木の早期発見、事故の未然防止を目的に調査を行い、危険と判断された樹木について順次対応します。



学校（下益城城南中）の樹木

②花壇等の緑化の推進★

- ・生徒や児童、園児の情操教育に資する花壇やグリーンカーテン等による緑化を、地域と連携して推進します。



花苗植えの様子

(3)その他の公共施設の緑化

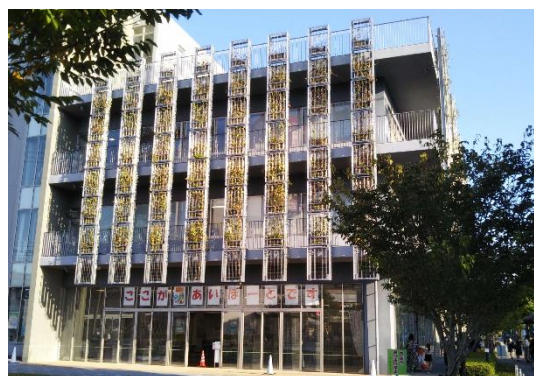
市民のスポーツ振興や、健康増進の場となる緑豊かな社会体育施設の適切な維持管理を行います。まちづくりセンター、コミュニティセンター等の公共施設では、地域の植生や緑の効果に配慮した緑化やヒートアイランド対策を推進します。

①社会体育施設の緑の適切な維持管理

・社会体育施設の敷地外周、駐車場、入口部分の修景等施設内の緑について、適切な維持管理に努めます。

②公共施設の緑化充実★

- ・壁面、屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備、駐車場における緑化ブロックを用いた緑化等による修景を行い、地域の緑化をけん引する緑の拠点づくりを行います。
- ・浄化センター、クリーンセンター等については、大気浄化等の機能を発揮できるように既存の緑を適切に維持管理します。



壁面緑化（ウェルパル熊本）

③公共施設におけるグリーンカーテンの普及

- ・ヒートアイランド対策や緑とのふれあい等を推進するため、公共施設におけるグリーンカーテンを普及することとし、資材の配布等を行います。

④【新規】フラワーポット等による緑化の推進★

- ・フラワーポット等による緑化の推進と官民連携した適切な維持管理を行い、街なかに花と緑で彩られた空間形成の拡充を図ります。



学校（西原小）のグリーンカーテンによる緑化

2 多様な主体との協働による民有地の緑の創出

本市特有の歴史や文化的景観を守りつつ、緑豊かなまちを形成するためには民有地の緑化も重要です。住宅地、商業地、工業地などと併せてまちが一体となり、参画と協働による緑化を推進します。

具体的な事業	担当課
(1)民有地の緑化	
①緑地協定の締結推進 ★	環境共生課
②つながりの森づくり補助金の活用促進 ★	環境共生課
③市民緑地認定制度の活用検討	環境共生課
④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進（中心市街地以外） ★	環境共生課
⑤【新規】フラワーポット等による緑化の推進 ★	環境共生課
(2)商業地の緑化	
①総合設計制度の活用	建築指導課
②商店街等の緑化の推進 ★	商業金融課
③【新規】地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進 ★	環境共生課
(3)工業地の緑化	
①敷地内の緑化の推進	産業振興課企業立地推進室、環境共生課
②特定工場の新・増設に関する届出制度の適切な運用	産業振興課企業立地推進室
(4)建築・開発時における緑の保全・創出	
①事前協議の義務づけ	環境共生課
②樹林地等の保全の要請	環境共生課
(5)緑を活用した景観まちづくりの推進	
①景観法に基づく届出制度の活用	都市整備景観課、環境共生課

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1)民有地の緑化

地域全体で緑豊かなまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって緑化を推進します。

①緑地協定⁹の締結推進★

- ・新しく開発される住宅地等の開発事業者や土地所有者、新設される工業団地等の事業者に対して緑地協定の締結を呼びかけます。



緑地協定（立田もえぎ台）

②つながりの森づくり補助金の活用促進

- ・民有地の樹木等植栽に対する補助金である、つながりの森づくりの補助金の活用を促進し、住宅地や事業所の敷地内緑化を推進します。



つながりの森づくり補助金を活用した民有地緑化

③市民緑地認定制度¹⁰の活用検討

- ・緑地やオープンスペースが不足している地域において、民有地を有効活用し、地域住民の活動の場となるオープンスペースを創出する制度である市民緑地認定制度について検討します。

④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★

- ・建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、壁面・屋上の緑化の助成を行います。

⑤フラワーポット等による緑化の推進★

- ・フラワーポット等による緑化の推進と官民連携した適切な維持管理を行い、街なかに花と緑で彩られた空間形成の拡充を図ります。



民有地の屋上緑化

⁹ 都市緑地法第45条・54条に基づき、相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、街を良好な環境にするため、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

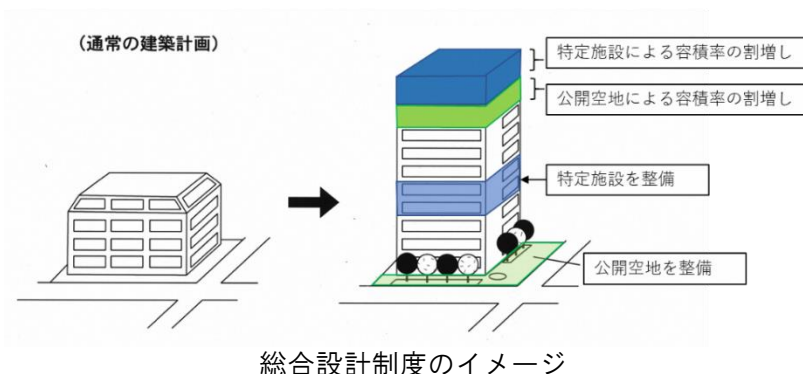
¹⁰ 都市緑地法第60条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

(2)商業地の緑化

商業地では、それぞれの特性に応じた、賑わいのある中にも安らぎを感じる緑の空間を創ります。

①総合設計制度¹¹の活用

- ・敷地内に公開空地を整備することや防災・減災機能に寄与する特定施設を整備することにより容積率制限を緩和する総合設計制度の基準に基づいて、緑の空間を確保します。



②商店街等の緑化の推進★

- ・プランター等を活用した緑化推進により、緑豊かな商業空間づくりを推進します。

③地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進★

- ・地域拠点における駅周辺においては、植栽整備、駐車場緑化、建物の屋上・壁面緑化、フラワーポットやプランターの設置、シンボルツリーの設置など様々な緑化に取り組み、地域活性化を図ります。

(3)工業地の緑化

工業地では、職場環境の向上、建物周辺の環境保全、地域社会の融和を図るために、工場、事業所等の緑化を促します。

①敷地内の緑化の推進

- ・工場敷地内の緑化を推奨し、助成します。

②特定工場の新・増設に関する届出制度¹²の適切な運用

- ・工場立地が環境の保全を図りつつ適切に行われるよう、基準に基づく指導を行います。



工業地の緑化（木材工業団地）

¹¹ 一定規模以上の敷地面積を有し、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、敷地内に一定割合以上の空地があり、市街地の環境の整備・改善に役立つ建築物に対して、容積率や高さなど建築基準法上の規制を緩和する制度。

¹² 工場立地法に基づき、敷地面積に対する生産施設の割合の上限や緑地面積の割合の下限などが定められており、工場の新設や増設において届出が義務化された制度。

(4)建築・開発時における緑の保全・創出

開発による樹林地の減少や周辺環境の悪化を未然に防止するため、開発行為者に対して、緑の保全、緑化の推進に関して協議します。

①事前協議の義務づけ

- ・都市計画法第 29 条に該当する開発行為や建築物の新築において、緑化の保全・推進に向けた行政と事業者による協議を義務づけます。

②樹林地等の保全の要請

- ・区域内に、防災上、景観上良好な樹林地等がある場合は、行政から事業者に対して保全を要請します。



開発行為に伴う緑化

(5)緑を活用した景観まちづくりの推進

「森の都」としての知名度や質の向上に向けて、緑を活用した景観まちづくりを推進します。

①景観法に基づく届出制度の活用

- ・景観重点地域を含む市全域において、景観法に基づく届出制度を活用し、一定規模以上の建物の新築等を行う場合、敷地内のオープンスペース¹³の緑化や沿道景観に配慮した緑化計画となるよう誘導します。
- ・夜間を含む緑の見せ方・演出について、調査研究を行うとともに、良好な景観整備を推進します。



景観重点地域 江津湖周辺

¹³ 都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

3 中心市街地において本市の顔となる緑の創出

本市のシンボルとなる熊本城をはじめ、熊本駅、商業施設、白川などが中心市街地に位置しています。それぞれの地点において緑化事業を推進することにより、中心市街地活性化に寄与する賑わいとうるおいに満ちた憩いの緑空間を形成します。また、それぞれの空間が連なり、中心市街地の回遊性と魅力を高めます。

具体的な事業	担当課
(1)官民連携による緑化の推進	
①アーケード内の緑化推進 ★	環境共生課
②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 ★	環境共生課
③中心市街地活性化に寄与する広場づくり（まちなか再生プロジェクト、ウォークアブル事業）	都市整備景観課
(2)中心市街地での各種緑化事業の推進	
①シンボルプロムナード・花畑広場の整備 ★	都市整備景観課
(3)緑化地域の指定に関する調査等	
①候補地の選定及びその地区の指定に必要な事項についての調査・検討	環境共生課

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1)官民連携による緑化の推進

中心市街地は、土地の高度利用により緑化スペースが少ない状況にあります。そのため屋上・壁面緑化、アーケード内緑化の推進のほか、まちなか再生プロジェクト¹⁴等の推進により、オープンスペースを確保することで緑の創出を促します。

①アーケード内の緑化推進★

・都心部に安らぎとうるおいのある空間を創るため、プランター等を活用した緑化推進により、緑豊かな商業空間づくりを推進します。

¹⁴ 老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図るプロジェクト。

②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★

- ・中心市街地内における民有地の建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、他の市街化区域と比べて高い補助率の助成を行います。



民有地の屋上緑化

③中心市街地活性化に寄与する広場づくり（まちなか再生プロジェクト、まちなかウォーカブル推進事業等）

- ・まちなか再生プロジェクトやまちなかウォーカブル推進事業により、老朽建築物の建替えにあわせた公開空地の確保等を促し、オープンスペースの確保を図ります。

(2)中心市街地での各種緑化事業の推進

中心市街地のうち、特に重要な区域において、緑地・広場等の整備に努めます。

①シンボルプロムナード¹⁵・花畑広場の整備★

- ・桜町地区の再開発と合わせ、熊本城に繋がる動線として、辛島公園、賑わいを生み出す花畑広場、シンボルとなる大木を活かした花畑公園、人の流れを生み出すシンボルプロムナードの一体的な整備を行うことで、緑と賑わいのある空間を創出します。



シンボルプロムナードのイメージ

¹⁵ 花畑地区及び桜町地区に挟まれる市道桜町紺屋今町第1号線の区間とそれに面した民地内のセミパブリック空間を合わせた空間。賑わいの創出や回遊性の向上による市民や観光客が歩くことを楽しめることを目的としている。

②熊本駅前周辺の緑化推進★

- ・熊本駅前白川口では、市電軌道敷緑化や植栽整備が終わり、今後も「新たな森の都」の玄関口としてふさわしい民有地の屋上緑化、壁面緑化、フラワーポットやプランターの設置等を組み合わせた美しい景観づくりを推進します。



熊本駅前の緑化イメージ

(3)緑化地域¹⁶の指定に関する調査等

都市緑地法に基づき、一定規模以上の敷地における建築物を対象に、緑化率規制が可能となる緑化地域の指定に関して検討します。

①候補地の選定及びその地区の指定に必要な事項についての調査・検討

- ・一定規模以上の敷地における建築物の緑化率規制について、今後候補地の選定や指定に必要な事項等の調査及び検討を行います。

¹⁶ 都市緑地法第34条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域。敷地が大規模な建築物について、緑化率の最低限度の規制を行う。

基本方針3 緑を活かす（様々な機能を持つ緑の活用）

森林・公園等の既存の緑について、様々な機能の活用を図り、地域の魅力を高めます。



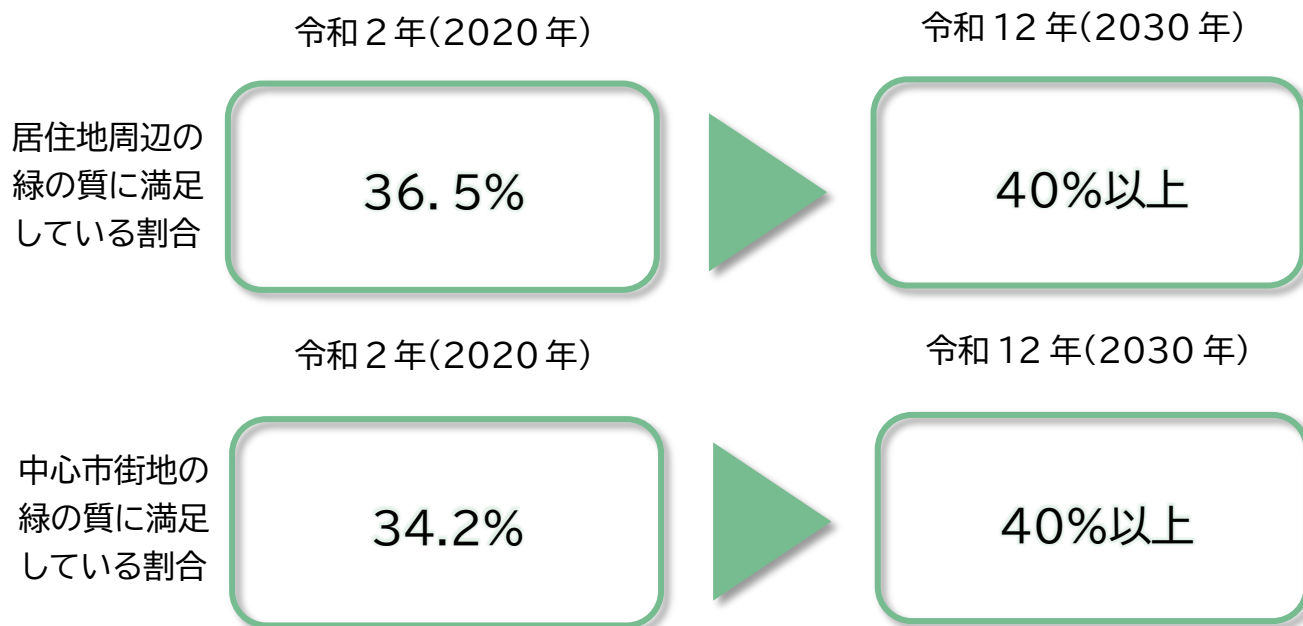
「緑を活かす」検証指標と目標

「緑を活かす」の検証指標は、市民アンケートにおける「緑の質」への満足度を用います。

令和2年度における緑の質の満足度は、居住地周辺で36.5%、中心市街地で34.2%でした。緑の質の向上を高めるため、主に市街地において、公共施設や民有地の緑化を推進し、緑とふれあう機会の創出、都市公園や都市緑地の質の向上等を図ります。



中心市街地の緑



1 森林等の緑の機能の活用

森林等の緑は様々なレクリエーションの場としての機能、公共施設や街路樹等の緑は緑陰や気温上昇の緩和等の機能など、緑には多様な役割があります。これらの機能を最大限活用しつつ、適切な維持管理のもと緑に親しみ、交流する場をつくり、環境にも配慮した緑の質の向上を図ります。

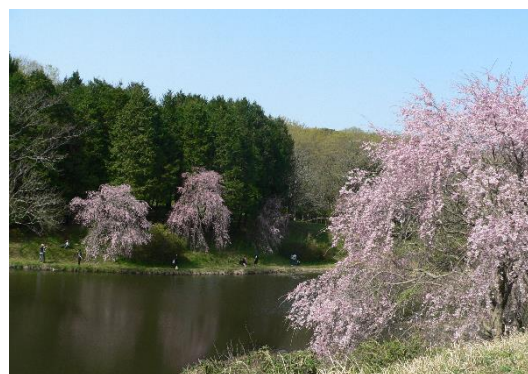
具体的な事業	担当課
(1)森林・竹林の維持管理と有効活用	
①【新規】立田山憩の森の活用	環境共生課、健康づくり推進課
②金峰山の保全活動	農業政策課森づくり推進室
③【新規】市民が親しむ森林空間の創出	農業政策課森づくり推進室
④【新規】雁回山の活用	農業政策課森づくり推進室
⑤【新規】竹林の有効利用	農業政策課森づくり推進室
(2)市民農園等の有効活用	
①市民農園（ファミリー農園）の利用促進	農業政策課
②観光農園の利用促進	農業政策課
(3)緑の適切な維持管理と活用	
①【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討	道路整備課
②【新規】街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討	道路整備課
③公共施設における緑の適切な維持管理	各施設管理所管課
④【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利用	道路整備課、公園課

(1) 森林・竹林の維持管理と有効活用

金峰山や立田山の森林を適切に維持管理、活用し、市民の環境教育や野外レクリエーションの場として、森に親しむ環境を整備します。

①【新規】立田山憩の森の活用

- ・市民の健康づくりや自然とのふれあいの場としての生活環境保全林「立田山憩の森」について、遊歩道の整備、健康アプリ等 ICT¹⁷の活用などに取り組みます。



立田山憩の森

¹⁷ 情報・通信に関する技術の総称。

②金峰山の保全活動

- ・森林学習館の利用促進を図ります。
- ・整備された遊歩道等を維持管理します。
- ・くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会（県、市、玉東町、玉名市で構成）による美化清掃、山火事防止活動等を実施します。



森林学習館

③【新規】市民が親しむ森林空間の創出

- ・雁回山や河内町河内等の市有林を森林の多面的機能発揮のモデル林として整備し、森林環境教育の場として活用します。
- ・市民との協働による里山の保全と活用を推進します。

④【新規】雁回山の活用

- ・遊歩道の整備等を行い、雁回山のさらなる活用を図ります。

⑤【新規】竹林の有効利用

- ・竹林を地域資源として有効利用します。

（２）市民農園等の有効活用

市民が農業にふれあい、理解を深める場となる市民農園等の利用を推進します。

①市民農園（ファミリー農園）の利用促進

- ・市ホームページや SNS を活用した PR により、市民が農作物の栽培を通じて土と緑にふれあい、農業に対する理解を深める市民農園（ファミリー農園）の利用を促進します。



市民農園

②観光農園の利用促進

- ・市民の身近なレクリエーションの場となる観光農園について、各種媒体を利用した情報発信を推進します。

(3) 緑の適切な維持管理と活用

これまで整備してきた既存の緑について、精神的充足、景観形成、緑陰の提供、火災延焼防止などの多様な機能が効果的に発揮されるよう適切に維持管理・活用を図ります。

①【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討

- ・官民連携による街路樹等の管理及び利活用を促進します。
- ・街路樹の本数や不必要な低木等を抑制することで維持管理コストを抑えます。
- ・街路樹の樹形を整えることで緑量の確保と景観性の向上を図ります。

②【新規】街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討

- ・街路樹の雨水貯留機能を活用した樹木の生育や蒸発作用等による涼しい空間づくりなどグリーンインフラとしての活用に努めます。



ニューヨーク市レインガーデンによる
グリーンインフラの事例

③公共施設における緑の適切な維持管理

- ・道路や公園等の公共施設の緑を、市民・事業者・行政で協力して適切に維持管理することで、視認性等を保ち、事故・犯罪や害虫の発生等を未然に防ぎます。



シャワー通りの街路樹



肥後銀行本店前の街路樹

④【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利用

- ・街路樹や公園の樹木の剪定後の木材について、ベンチやウッドチップなどへの再利用を検討します。



街路樹の再生利用例

2 都市公園の魅力の向上による身近な緑の活用

公園は、良好な景観の形成や都市環境を改善するほか、防災性の向上、生物多様性の確保等、多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

◎今後の公園施策は、新設から既存公園の有効活用へ転換していきます。

1 適正な維持管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や市民、学校、事業者と行政との協働により、大切に維持管理します。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組みます。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園の市民一人当たり公園面積が 1 m²未満の校区を対象に、財政計画と整合を図りながら、市民参画による街区公園の整備に取り組みます。

具体的な事業	担当課
(1)公園の特性に応じた活用の推進	
①熊本城公園の復旧及び活用 ★	熊本城総合事務所
②都市基幹公園の活用促進	スポーツ振興課
③【新規】水前寺江津湖公園の活用	動植物園、公園課
④歴史公園の活用促進	文化財課、公園課
(2)既存公園の有効活用	
①人にやさしい公園づくり ★	公園課
②【新規】利用しやすい公園づくり ★	公園課
③【新規】ICT 活用による公園利用の促進	公園課、健康づくり推進課
④【新規】狭小公園の活用	公園課
(3)官民連携による公園の魅力の向上	
①【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）等民間活力の導入による管理運営	公園課
②効率的な管理体制づくり（指定管理者制度の活用）	公園課
③【新規】民間活力の導入による公園づくり	公園課
④【新規】住民参画による公園づくり	公園課
(4)災害に役立つ公園づくり	
①広場・防災倉庫等の災害時の機能確保	危機管理防災総室
②災害時の一時避難場所の機能確保★	公園課
(5)公園の新たな取組	
①公園利用の促進	公園課
②【新規】市民参加の公園管理の検討	公園課

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1) 公園の特性に応じた活用の推進

熊本城公園は、熊本城復旧基本計画に基づき復旧と活用に取り組みます。都市基幹公園（総合公園、運動公園）や広域公園は、自然とのふれあいや総合的なレクリエーション、運動の場となるとともに、災害時には広域避難場所等にもなる公園であり、これらの熊本市の緑の拠点となる公園の適切な活用を図ります。

特殊公園（歴史公園等）は、史跡等の文化財の公開等を目的とした、市民のレクリエーションの場となる公園であり、歴史文化資源を活かした公園の適切な管理と活用に努めます。

①熊本城公園の復旧及び活用 ★

- ・平成 30 年 3 月策定の「熊本城復旧基本計画」に基づき丁寧な復旧を推進するとともに、戦略的な公開・活用に取り組みます。また、特別史跡内については「特別史跡熊本城跡保存活用計画」（平成 30 年 3 月策定）に示した方針にしたがって緑の保存管理を行います。



熊本城公園

②都市基幹公園の活用促進

- ・健康づくり促進のため、様々な運動の場となる都市基幹公園の活用を促進します。

③【新規】水前寺江津湖公園の活用

- ・「水前寺江津湖公園利活用・保全計画」に基づき、さらなる活用を図ります。
- ・「全国都市緑化くまもとフェア」開催にあわせ、遊歩道など公園内の改修を実施します。
- ・熊本市動植物園については、「動植物園マスタープラン」に基づき、江津湖に隣接した恵まれた立地を活用し、さらなる魅力向上を図ります。

④歴史公園の活用促進

- ・立田自然公園、北岡自然公園、塚原古墳公園等の歴史公園については、史跡等へ配慮したうえで、適正な管理に努めるとともに、さらなる活用を図ります。



塚原古墳公園

(2) 既存公園の有効活用

誰もが何度も利用したくなる公園となるよう、市民や事業者と協働する等、既存公園の有効活用を進めます。

① 人にやさしい公園づくり★

- ・長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な改修を進めるとともに、改修にあたってはバリアフリー化を行うなど人にやさしい公園づくりを進めます。

② 【新規】利用しやすい公園づくり★

- ・公園の使い方や維持管理について、地域の意見を踏まえ柔軟な対応を検討していきます。



近見 7 丁目ふれあい公園

③ 【新規】ICT 活用による公園利用の促進

- ・ウォーキング等の健康イベント参加で、健康アプリを用いたポイント付与など ICT を活用して公園利用を促進します。

④ 【新規】狭小公園の活用

- ・狭小公園の活用にあたり、都市公園の機能・立地の集約・再編を検討し、市街地の緑の充実、防災機能の強化等に努めます。



狭小公園（けやき公園）

（３）官民連携による公園の魅力の向上

いつでも誰もが安全・快適に公平で、楽しい利用ができるように、管理運営の充実に努めます。また、地域住民や民間企業等の民間活力を導入した公園づくりを推進します。

①【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）¹⁸等民間活力の導入による管理運営

・新たな整備・管理手法である「公募設置管理制度（Park-PFI）」等の民間活力の導入を検討します。

②指定管理者制度¹⁹等の活用

- ・公園の維持管理について、民間の持つノウハウ等の活用や財政負担の軽減等を目的に、指定管理者制度等のさらなる活用を検討します。
- ・自治会等への公園管理の委託（公園協働地域業務委託）等により効率的な維持管理に努めます。



水前寺江津湖公園

③【新規】民間活力導入による公園づくり

- ・寄付によりベンチ等の公園施設を設置する等、民間活力を活かした制度を検討し、公園の利便性向上を図ります。
- ・災害時の支援、公園内の除草等の支援を条件に自動販売機の設置を許可する「公園維持管理の支援に関する協定」のさらなる活用を検討します。



自動販売機を設置した公園
（刈草中央公園）

④【新規】住民参画による公園づくり★

- ・新たに公園を整備する場合には、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させた公園づくりに取り組みます。

¹⁸飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する「公募対象施設」の設置と、当該施設から生じる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度で、都市公園における民間活力を活かした新たな整備・管理手法。

¹⁹ 地方公共団体が設置した公の施設について、事業者等が有するノウハウを活用し住民サービスの質の向上を図ることを目的とし、その管理を地方公共団体が指定するものに行わせる制度。

（４）災害に役立つ公園づくり

公園はオープンスペースであり、災害時の避難場所や資材の集積所、仮設住宅の用地等としても活用されることから、災害時に役立つ公園の機能確保に努めます。

①広場・防災倉庫等の災害時の機能確保

- ・トイレ、備蓄倉庫、誘導案内板の定期的な改修により、災害時の機能確保に取り組みます。災害時に必要な資機材、非常用食糧の備蓄や管理を継続します。



竈（かまど）ベンチを設置した白藤公園

②指定緊急避難所（一時避難場所）の機能確保★

- ・指定緊急避難所（一時避難場所）として、公園の機能確保を図ります。

（５）公園の新たな取組

公園の利用方法や管理、整備方針について、新たな取り組みを推進します。

①公園利用の促進

- ・公園使用許可条件の緩和、新たな財源（使用料・占用料等）確保を検討します。



鳥井原公園のイベント（四ッ角マーケット）

②【新規】市民参加の公園管理の検討

- ・市民、事業者、行政が連携した公園の管理運営に向け、新たな手法を検討していきます。

3 特色を生かした緑地の活用

緑地は都市の自然環境を保全し、都市景観の向上に寄与しています。市民が緑を身近に感じふれあえるよう適切な維持管理を実施するとともに、緑を活かした利用の促進を図ります。

具体的な事業	担当課
(1)自然環境を保全・活用した緑地の整備	
①神園山小山山緑地、戸島山緑地の活用	公園課
②【新規】白川河川敷の活用 ★	公園課

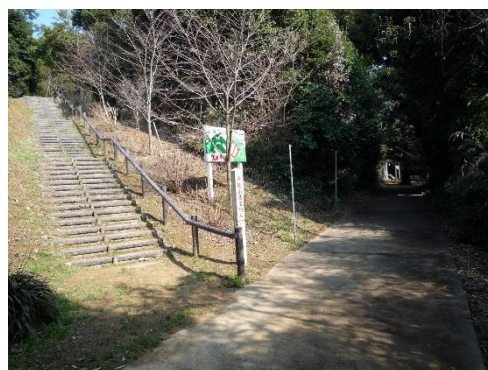
★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

(1) 自然環境を保全・活用した都市緑地の整備

都市緑地は、都市の自然環境を保全し、都市景観の向上を図る緑地です。市街地及びその周辺に残る良好な樹林地を保全し、河川敷等の活用を検討します。

①神園山小山山緑地、戸島山緑地の活用

・遊歩道の整備等によるさらなる活用を図ります。



戸島山緑地

②【新規】白川河川敷の活用 ★

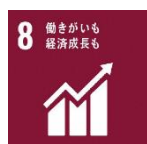
・白川河川改修に伴い整備された河川敷について、公園としての活用を検討します。



白川河川敷の公園

基本方針4 緑を繋げる（緑を支える人づくり・組織づくり）

郷土の緑を愛し、緑づくりに取り組む人々の輪を広げるため、市民との参画と協働による取組を推進します。



「緑を繋げる」検証指標と目標

「緑を繋げる」の検証指標は、公園愛護会等のボランティア団体数とします。

公園愛護会の団体数は522団体（令和2年度）であり、年々結成率は減少しています。そのため、愛護会の担い手確保と活動の継続を図りつつ、団体数の増加を目指します。街路樹愛護会は12団体が活動をしており、今後も活動の継続を図りつつ、街路樹の剪定、除草、清掃等の維持管理を推進し、団体数の増加を目指します。また、ふれあい美化ボランティア（道路ふれあい美化ボランティア、河川ふれあい美化ボランティア、公園ふれあい美化ボランティア、樹木ふれあい美化ボランティア）についても緑の維持管理等の地域づくり活動を促進し、団体数の増加を目指します。

令和元年(2019年)

合計 616団体

公園愛護会 528団体

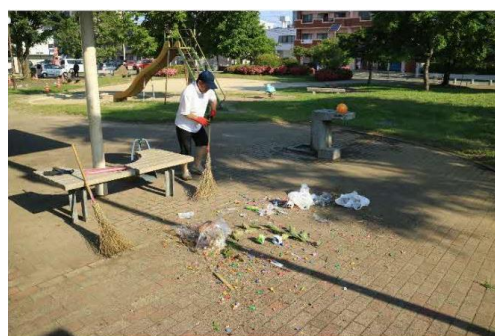
街路樹愛護会 12団体

道路ふれあい
美化ボランティア 66団体

河川ふれあい
美化ボランティア 4団体

公園ふれあい
美化ボランティア 5団体

樹木ふれあい
美化ボランティア 1団体



公園愛護会の活動

令和12年(2030年)

合計 630団体

1 緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚

緑に親しみ、緑を楽しむ豊かな心は、身近な緑の大切さや役割を知ることから始まります。

緑のイベント等を開催するなど、積極的に市民が活躍できる機会を創出し、緑化意識の高揚を図ります。また、それらの機会を活用した情報発信を行うこと等により、緑に親しむ人材の増加を促進します。

具体的な事業	担当課
(1)緑化に関する行事の開催・情報発信の充実	
①緑のイベントの開催と PR	公園課全国都市緑化フェア推進室、 環境政策課、環境共生課
②緑化コンテスト等の実施	環境共生課
③広報活動の実施	環境共生課
④緑の相談所の利用促進	動植物園
⑤【新規】ICT、AI などを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組	環境共生課
⑥【新規】姉妹都市等との都市緑化に関する海外交流	国際課
(2)市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実	
①地域との連携による緑の少年団活動の推進	環境共生課
②学校環境緑化コンクールの実施・表彰	教育委員会指導課、環境共生課
③森林等の環境教育の場としての活用	農業政策課森づくり推進室
④自然観察会の開催の推進	環境総合センター、 環境共生課、 農業政策課森づくり推進室、動植物園
⑤【新規】デコレーション花壇コンテスト	公園課全国都市緑化フェア推進室
⑥花苗等配布活動等の推進	環境共生課
⑦【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板の設置	環境共生課
⑧地域のボランティアや PTA 等と連携した学校緑化	教育委員会指導課
⑨緑化功労者等の表彰の支援	環境共生課

（１）緑化に関する行事の開催・情報発信の充実

市民が自然や緑に親しみを増すイベントの実施や、緑化活動に関心が持てるような情報の提供に努めます。

①緑のイベントの開催とPR

- ・国内最大級の花と緑の祭典である「全国都市緑化くまもとフェア」を、令和４年（２０２２年）の春に開催し緑の魅力を内外に発信します。
- ・フェアを契機とした新たな緑のまちづくり活動を展開します。

②緑化コンテスト等の実施

- ・生垣、壁面及び屋上等の緑化コンテストを実施し、表彰します。

③広報活動の実施

- ・みどりの月間植樹の集い、環境フェア、緑のカーテンの普及等、市の緑化事業や市民による緑化活動、講習会のスケジュール等の紹介を行います。
- ・緑化に関する助成制度や、各種案内等のパンフレットを作成し、配布します。



緑化コンテスト表彰式

④緑の相談所の利用促進

- ・熊本市動植物園「緑の相談所」の利用を促進します。

⑤【新規】ICT、AI などを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組

- ・緑化意識向上のため、市民の方に緑視率調査（撮影、アプリによる緑視率算出）等に参加してもらえる取組を検討します。

⑥【新規】海外友好姉妹都市等との都市緑化に関する交流

- ・海外日本庭園（米国サンアントニオ市、仏国エクサンプロヴァンス市）の再整備に伴い、各都市の都市緑化に関する情報を共有することで、都市緑化技術の一層の普及推進を図ります。



緑の相談所

(2) 市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実

市民の自然環境への意識高揚や、子どもたちの豊かな感性を育むため、持続可能な緑化活動を保護者や地域等と連携して推進します。

①地域との連携による緑の少年団²⁰活動の推進

- ・緑のマイスター（養成講座で育成した緑化リーダー）を、緑の少年団が活動する地域に派遣し、草花の育成等の緑化技術などについて指導・助言します。

②学校環境緑化コンクールの実施・表彰

- ・学校環境緑化コンクール等を通して、緑化に関する指導や助言を行うとともに、優秀な学校は表彰を行います。
- ・学校環境緑化コンクールへの参加校が固定化しつつあることを受け、これまで参加していない学校へ参加の呼びかけを行います。
- ・学校緑化コンクールにおける各校の緑化活動の取組を広く紹介します。



学校環境緑化コンクール（白川中）

③森林等の環境教育の場としての活用

- ・市民と協働して、金峰山や立田山、雁回山等の森林を市民の環境教育の場として活用します。
- ・市民が森に親しむ環境の整備と市民理解の醸成を図ります。

④自然観察会の開催の推進

- ・立田山や江津湖等において、市民が参加できる自然観察会等を開催します。



デコレーション花壇コンテスト

⑤【新規】デコレーション花壇コンテスト

- ・市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションするコンテストを実施します。

⑥花苗等配布活動等の推進

- ・自治会、幼稚園、保育園等に花苗を配布し、公共地、公共施設の緑化を推進します。
- ・結婚、誕生、新築、銀婚、パートナーシップ宣誓等の人生の記念日を対象に記念樹を配布し、宅地の緑化を推進します。



自治会による花苗の植付

²⁰ 次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

⑦【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板の設置

・樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板を設置し、市民への環境教育・緑化啓発を促進します。

⑧地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化

・地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化を推進し、緑化意識の高揚に努めます。

⑨緑化功労者等の表彰の支援

- ・地域における緑化活動に対して功労者や団体の表彰を支援します。
- ・全国緑の少年団等の団体が行う緑化活動に対する育成功労賞の表彰を支援します。

2 市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開の促進

熊本市の活発な地域コミュニティを活かした緑化への取り組みが、「森の都」づくりを支えます。

市民団体の活動や企業の社会貢献活動に対する支援や、緑化活動に従事する人材の育成を充実することで、質の高い緑づくりを推進します。

具体的な事業	担当課
(1)市民団体の活動促進	
①公共施設愛護団体の活動促進・育成	土木総務課、環境共生課 道路整備課、河川課、 公園課
②緑のまちづくりボランティアの運営支援	環境共生課
③森林ボランティアの育成	水保全課
④【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討	環境共生課
⑤森林環境教育の推進	農業政策課森づくり推進室
⑥市民団体相互の情報共有	環境共生課、公園課 公園課全国都市緑化フェア推進室
(2)緑化活動を通じた健康づくり	
①【新規】緑化活動を通じた健康づくり	健康づくり推進課、環境共生課
(3)緑化技術の普及	
①講習会・研修会等の実施	環境共生課、動植物園
②緑のマイスター養成講座の実施、活動促進	環境共生課
(4)企業等の緑化活動推進	
①【新規】企業の社会貢献活動（CSR活動）への支援	環境共生課、道路整備課、 公園課、河川課 農業政策課森づくり推進室
②【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度 （NEO GREEN PROJECT） ★	公園課、 公園課全国都市緑化フェア推進室

★・・・緑化重点地区で主に取り組む事業

（１）市民団体の活動促進

既存団体の活動の活性化に努めるとともに新たな市民ボランティア団体の組織化を図ります。

①公共施設愛護団体の活動促進・育成

- ・公園愛護会の担い手の確保に努めるとともに、活動の地域への周知や愛護会相互の情報交流の促進に取り組みます。
- ・合同連絡会において、愛護会活動の取組事例を紹介するなど、活発な情報交換を進めていきます。
- ・街路樹愛護会の活動について、助成を行い支援するほか、設置を促進します。
- ・清掃活動等を行う道路ふれあい美化ボランティア、河川ふれあい美化ボランティア、公園ふれあい美化ボランティア、樹木ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促します。



公園愛護会のふれあいづくり

②緑のまちづくりボランティアの運営支援

- ・地域の方と行政が連携し、地域の植栽活動等を進める「緑のまちづくりボランティア」の活動を一層充実します。

③森林ボランティアの育成

- ・市民が主体となり、森林保全活動を活性化するための「森林ボランティア」を育成します。



ボランティア団体との連携

④【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人²¹）制度の活用検討

- ・市民緑地の設置や管理、特別緑地保全地区内における緑地の管理などが実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用について検討します。

⑤森林環境教育の推進

- ・森林環境教育や木育等を推進します。

⑥市民団体相互の情報共有

- ・市民団体間で情報共有できるよう、相互のつながりを持てる場（プラットフォーム）の設置を目指します。

²¹ 都市緑地法第 69 条に基づき、地方公共団体以外の N P O 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

(2) 緑化活動を通した健康づくり

緑化活動の健康への効用も踏まえ、緑化活動を通した健康づくりへの啓発等を行います。

①【新規】緑化活動を通した健康づくり

- ・緑化活動においては、森林浴や緑のアロマテラピー効果のある取組の普及啓発など、健康づくりの視点を加えて実施します。

(3) 緑化技術の普及

行政職員だけでなく市民の緑化活動推進に必要な植栽技術や維持管理技術等を、講習会やみどりのマイスター養成講座等によって普及します。

①講習会・研修会等の実施

- ・行政職員だけでなく、市民の植栽技術や剪定等の維持管理技術を向上させるための講習会及び実技講習会等を実施します。
- ・市民の方を対象に、花の育て方の講習を行い、花や植物に関する知識を学び植栽技術等の普及を行います。
- ・市民のニーズに合わせた新規の講習会を検討します。

②みどりの検定・緑のマイスター養成講座の実施、活動促進

- ・令和元年度から行っているみどりの検定での人材発掘や、緑のマイスター養成講座の実施により、地域の緑化に関する講師やリーダーを育成します。

(4) 企業等の緑化活動推進

企業等の自主的な緑化運動を促進します。

①【新規】企業の社会貢献活動（CSR 活動）への支援

- ・企業に緑化活動参画を推進する働きかけを行います。
- ・企業、市民団体の水源地域における自主的な森づくりを働きかけます。

②【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進（NEO GREEN PROJECT）★

- ・企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営し、上質な緑地空間の確保に努めます。
- ・企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」として位置づけ、緑化活動の促進を図ります。



スポンサー花壇制度

NEO GREEN PROJECT（ネオグリーンプロジェクト）とは？

2022 年春に国内最大級の花と緑の祭典「全国都市緑化フェア」が熊本市で開催されます。

全国都市緑化フェアは 1983 年（昭和 58 年）から、毎年全国各地で開催されており、熊本市での開催は 1986 年（昭和 61 年）以来、2 回目です。

NEO GREEN PROJECT は、熊本市でのフェア開催を契機に、開催前から取り組み、拡大していく様々な緑化活動の総称です。市民をはじめとする皆さんの緑化活動のきっかけづくりとなる事業を実施していきます。

【事業の例】

- ・花や緑に関するコンテスト
- ・オープンガーデン
- ・企業等によるスポンサー花壇
- ・緑のマイスター認定（人材育成） 等



3 緑化推進のための組織運営の強化

これからの「森の都」づくりには、市民・事業者・行政のパートナーシップが不可欠です。

市民・事業者・行政が連携して行う緑化活動が円滑に進むように、三者のパートナーシップによる体制を強化し、いつでも、誰でも、気軽に緑づくりに取り組める仕組みづくりを推進します。

具体的な事業	担当課
(1)基金等の活用	
①「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用	環境共生課
②市電緑のじゅうたんサポーター制度の拡充	環境共生課
(2)関係団体との連携	
①緑の基金運動の推進	環境共生課
②くまもと緑・景観協働機構の活用	環境共生課
③子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会との連携	環境共生課

(1) 基金等の活用

良好な自然環境の確保に資するための「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用を図ります。

①「熊本市ふるさとの森基金」²²の充実及び活用

- ・イベント開催時の募金活動や広報誌での募金の呼びかけ等を強化します。また、基金については緑化推進に寄与する事業への活用を図ります。

②市電緑のじゅうたんサポーター制度²³の拡充

- ・多くの方に協力いただけるよう、市電緑のじゅうたんサポーター制度の多種多様な寄付方法等を検討し、制度の拡充を図ります。



市電緑のじゅうたんサポーター

(2) 関係団体との連携

熊本県緑化推進委員会、地域みどり推進協議会、くまもと緑・景観協働機構²⁴との連携の充実を図ります。

①緑の募金²⁵運動の推進

- ・熊本県緑化推進委員会が、地域みどり推進協議会の協力のもと行う「緑の募金運動」をより一層推進します。

②くまもと緑・景観協働機構の活用

- ・くまもと緑・景観協働機構は、花いっぱい運動、緑化ボランティアなどの民間団体や市民団体等の緑化活動について助成を行っており、当機構のさらなる活用を促進します。

③子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会²⁶との連携

- ・子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会への参加を契機とし、花と緑のまちづくりを実現する輪を全国と連携して進めていきます。

²² 市街地に残された貴重な緑を保全するため、寄付を行う制度。

²³ 事業者、団体、市民と行政が協働して取り組み、市電緑のじゅうたんに関する寄付を行う制度。

²⁴ 民間緑化や景観形成活動の支援などを主たる目的として設立された団体で、熊本県や市町村、趣旨に賛同した関係団体、NPOなどで構成されている。

²⁵ 平成7年に戦後50年を契機として「緑の募金法」が制定され、「緑の募金」を通じたボランティアによる森林づくりが国内はもとより地球規模で進められている募金運動。

²⁶ 全国109自治体による新しい首長会が発足し、花と緑の豊かな環境を次代へ引き継ぐとともに、花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的としている。

■施策の体系

基本方針１ 緑を守る (豊かな自然の保全・共生)

1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全

- (1) 水源かん養域の保全や交流・連携の推進
 - ① 市内の水源かん養域の森林の保全
 - ② 市外の水源かん養域の森林の保全
 - ③ 白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進
- (2) 環境に配慮した河川整備の推進・促進
 - ① 環境に配慮した河川整備の推進・促進★
- (3) 健全な森づくりの推進
 - ① 【新規】森林の有する多面的機能の高度発揮
 - ② 【新規】放置竹林対策の取組の拡大

2 身近な自然環境の保全

- (1) 地域制緑地等による緑の保全
 - ① 特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の指定検討
 - ② 風致地区内の緑の保全、啓発
 - ③ 環境保護地区の適正管理
- (2) 保存樹林・保存樹木の適正管理
 - ① 管理の助成
 - ② 樹木診断の実施
- (3) 田園の保全
 - ① 景観法に基づく届出制度の活用
 - ② 熊本農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保

3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全

- (1) 熊本市生物多様性戦略の推進
 - ① 絶滅危惧種の保全
 - ② 外来種対策の実施
- (2) Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進
 - ① 【新規】Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点の推進

基本方針２ 緑を育む (緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出)

1 効果的な公共施設等の緑の創出

- (1) 道路の緑化
 - ① 街路樹等の再生整備の推進★
 - ② 市電軌道敷の緑化★
- (2) 学校の緑化
 - ① 学校樹の適切な維持管理
 - ② 花壇等の緑化の推進★
- (3) その他の公共施設の緑化
 - ① 社会体育施設の緑の適切な維持・管理
 - ② 公共施設の緑化充実★
 - ③ 公共施設におけるグリーンカーテンの普及
 - ④ 【新規】フラワーポット等による緑化の推進

2 多様な主体との協働による民有地の緑の創出

- (1) 民有地の緑化
 - ① 緑地協定の締結推進★
 - ② つながりの森づくり補助金の活用促進★
 - ③ 市民緑地認定制度の活用検討
 - ④ 壁面・屋上緑化助成制度の活用促進（中心市街地以外）★
 - ⑤ 【新規】フラワーポット等による緑化の推進★
- (2) 商業地の緑化
 - ① 総合設計制度の活用
 - ② 商店街等の緑化の推進★
 - ③ 【新規】地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進★
- (3) 工業地の緑化
 - ① 敷地内の緑化の推進
 - ② 特定工場の新設・増設に関する届出制度の適切な運用
- (4) 建築・開発時における緑の保全・創出
 - ① 事前協議の義務づけ
 - ② 樹林地等の保全の要請
- (5) 緑を活用した景観まちづくりの推進
 - ① 景観法に基づく届出制度の活用

3 中心市街地において本市の顔となる緑の創出

- (1) 官民連携による緑化の推進
 - ① アーケード内の緑化推進★
 - ② 壁面・屋上緑化助成制度の活用促進★
 - ③ 中心市街地活性化に寄与する広場づくり（まちなか再生プロジェクト、ウォーカブル事業）
- (2) 中心市街地での各種緑化事業の推進
 - ① シンボルブロムナード・花畑広場の整備★
- (3) 緑化地域の指定に関する調査等
 - ① 候補地の選定及びその地区の指定に必要な事項についての調査・検討

基本方針３ 緑を活かす (様々な機能を持つ緑の活用)

1 森林等の緑の機能の活用

- (1) 森林・竹林の維持管理と有効活用
 - ① 【新規】立田山憩の森の活用
 - ② 金峰山の保全活動
 - ③ 【新規】市民が親しむ森林空間の創出
 - ④ 【新規】雁回山の活用
 - ⑤ 【新規】竹林の有効利用
- (2) 市民農園等の有効活用
 - ① 市民農園（ファミリー農園）の利用促進
 - ② 観光農園の利用促進
- (3) 緑の適切な維持管理と活用
 - ① 【新規】街路樹等の持続可能な管理手法の検討
 - ② 街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討
 - ③ 【新規】公共施設における緑の適切な維持管理
 - ④ 【新規】街路樹や公園の樹木の剪定後の木材の再利用

2 都市公園の魅力の向上

- (1) 公園の特性に応じた活用の推進
 - ① 熊本城公園の復旧及び活用★
 - ② 都市基幹公園の活用促進
 - ③ 【新規】水前寺江津湖公園の活用
 - ④ 歴史公園の活用促進
- (2) 既存公園の有効活用
 - ① 人にやさしい公園づくり★
 - ② 【新規】利用しやすい公園づくり★
 - ③ 【新規】ICT活用による公園利用の促進
 - ④ 【新規】狭小公園の活用
- (3) 官民連携による公園の魅力の向上
 - ① 【新規】公募設置管理制度（Park-PFI）等民間活力の導入による管理運営
 - ② 効率的な管理体制づくり（指定管理者制度の活用）
 - ③ 【新規】民間活力の導入による公園づくり
 - ④ 【新規】住民参画による公園づくり
- (4) 災害に役立つ公園づくり
 - ① 広場・防災倉庫等の災害時の機能確保
 - ② 災害時の一時避難所の機能確保★
- (5) 公園の新たな取組の検討
 - ① 公園利用の促進
 - ② 【新規】市民参加の公園管理の検討

3 特色を生かした緑地の活用

- (1) 自然環境を保全・活用した都市緑地の整備
 - ① 神園山小山山緑地、戸島山緑地の活用
 - ② 【新規】白川河川敷の活用★

基本方針４ 緑を繋げる (緑を支える人づくり・組織づくり)

1 緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚

- (1) 緑化に関する行事の開催・情報発信の充実
 - ① 緑のイベントの開催とPR
 - ② 緑化コンテスト等の実施
 - ③ 広報活動の実施
 - ④ 緑の相談所の利用促進
 - ⑤ 【新規】ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組
 - ⑥ 【新規】海外友好姉妹都市等との都市緑化に関する海外交流
- (2) 市民や子どもたち等の緑化意識の高揚・情操教育の充実
 - ① 地域との連携による緑の少年団活動の推進
 - ② 学校環境緑化コンクールの実施・表彰
 - ③ 森林等の環境教育の場としての活用
 - ④ 自然観察会の開催の推進
 - ⑤ 【新規】デコレーション花壇コンテスト
 - ⑥ 花苗等配布活動の推進
 - ⑦ 【新規】樹木への樹名板や緑化啓発のためのポスター・看板の設置
 - ⑧ 地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化
 - ⑨ 緑化功労者等の表彰の支援

2 市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開の促進

- (1) 市民団体の活動促進
 - ① 公共施設愛護団体の活動促進・育成
 - ② 緑のまちづくりボランティアの運営支援
 - ③ 森林ボランティアの育成
 - ④ 【新規】緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討
 - ⑤ 森林環境教育の推進
 - ⑥ 市民団体相互の情報共有
- (2) 緑化活動を通じた健康づくり
 - ① 【新規】緑化活動を通じた健康づくり
- (3) 緑化技術の普及
 - ① 講習会・研修会等の実施
 - ② 緑のマイスター養成講座の実施、活動促進
- (4) 企業等の緑化活動推進
 - ① 【新規】企業の社会貢献活動（CSR活動）への支援
 - ② 【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進（NEO GREEN PROJECT）★

3 緑化推進のための組織運営の強化

- (1) 基金等の活用
 - ① 「熊本市ふるさとの森基金」の充実及び活用
 - ② 市電緑のじゅうたんサポーター制度の拡充
- (2) 関係団体との連携
 - ① 緑の羽根基金運動の推進
 - ② くまもと緑・景観協働機構の活用
 - ③ 子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会との連携

第 5 章
重点的取り組み
～ゾーニングと緑化重点地区～

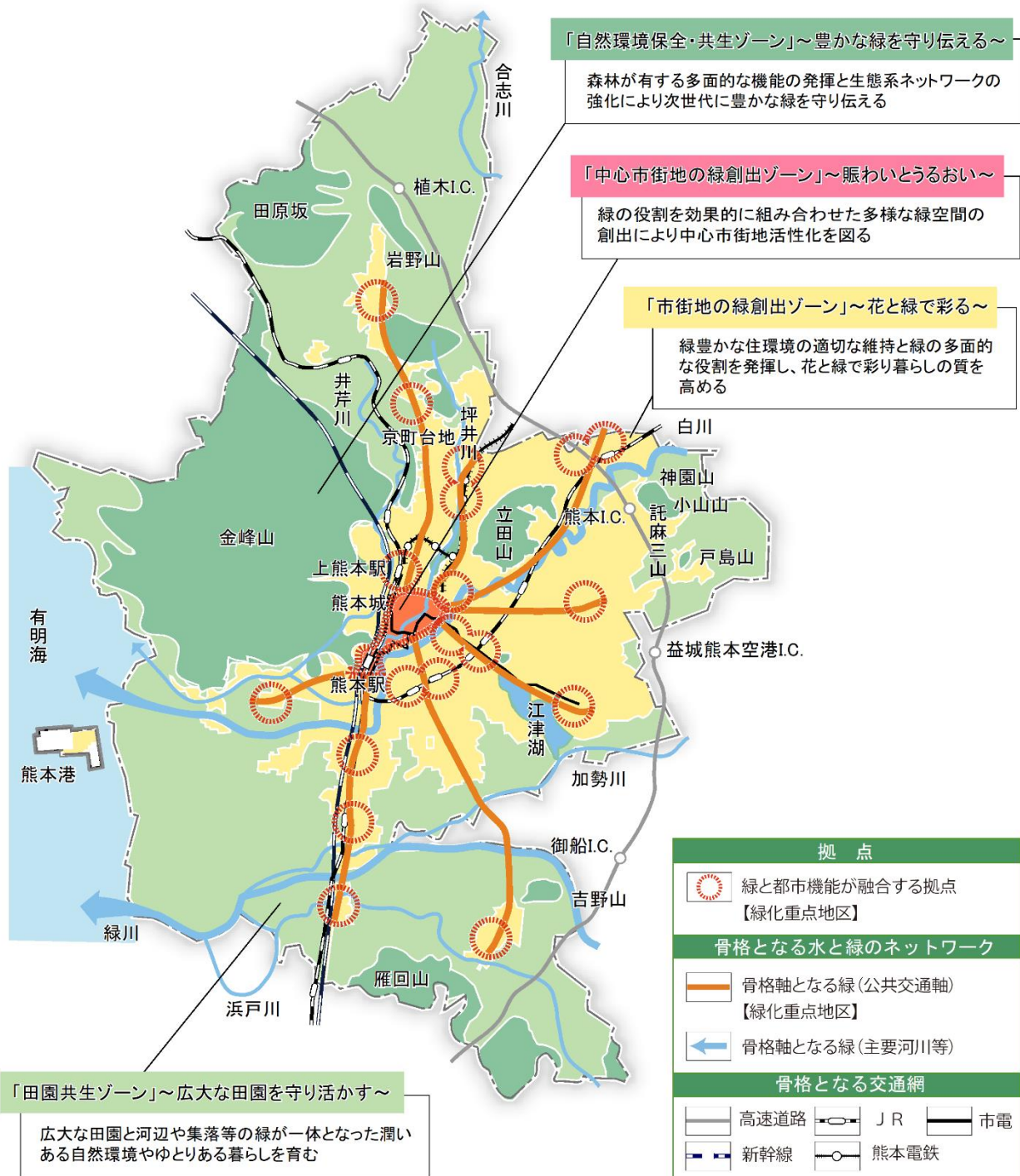
4章に掲げる基本方針、施策、及び事業を推進する上で、特に重点的に取り組む事項をまとめました。

○本市の地勢の特徴等を踏まえ、市内に「中心市街地」、「市街地」、「田園共生」、「自然環境保全」の4つのゾーンを設け、それぞれの特色を活かした取り組みを推進します。

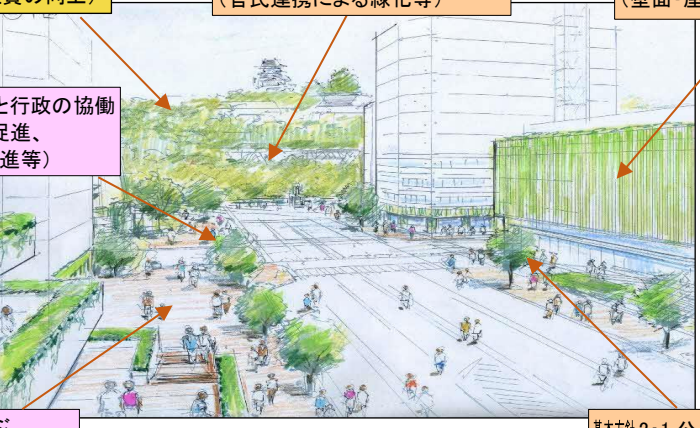
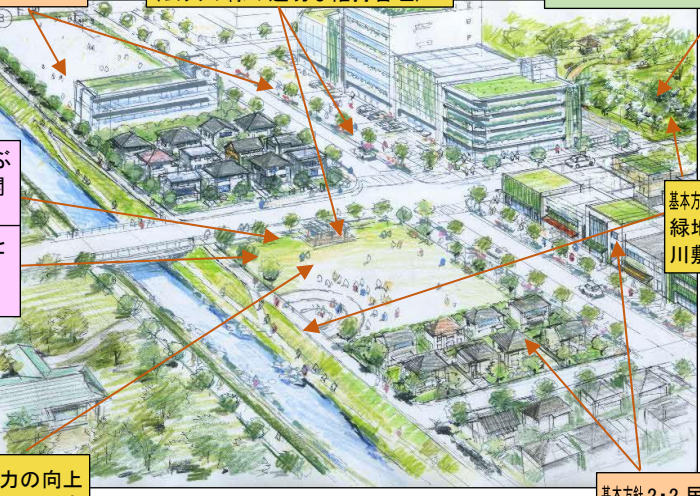
○地域の「拠点」や「骨格となる水と緑のネットワーク」を設定し、拠点間を結ぶネットワークを形成します。

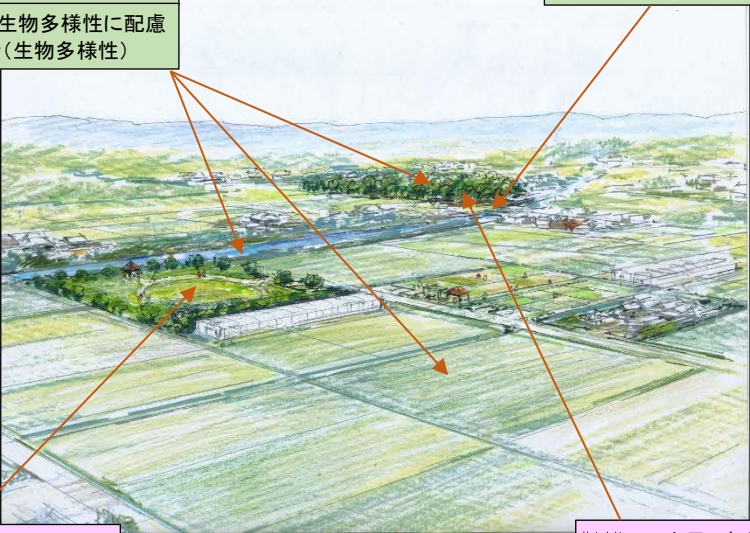
○中心市街地と15の地域拠点、更には公共交通軸の「緑化重点地区」を中心に緑化推進を図ります。

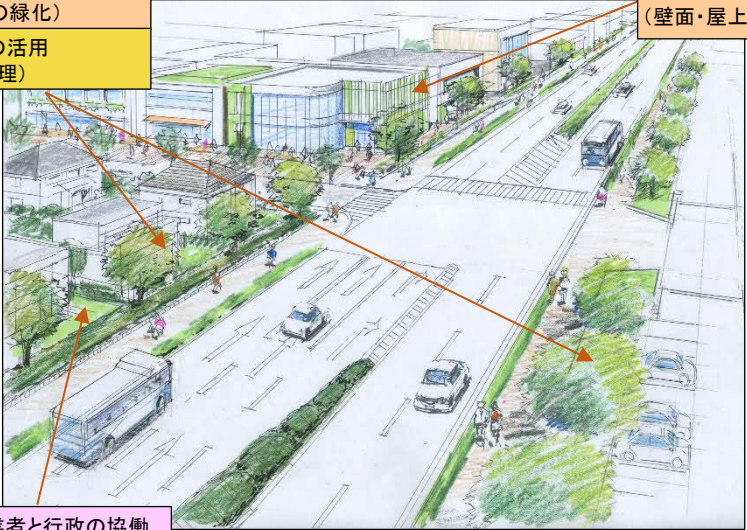
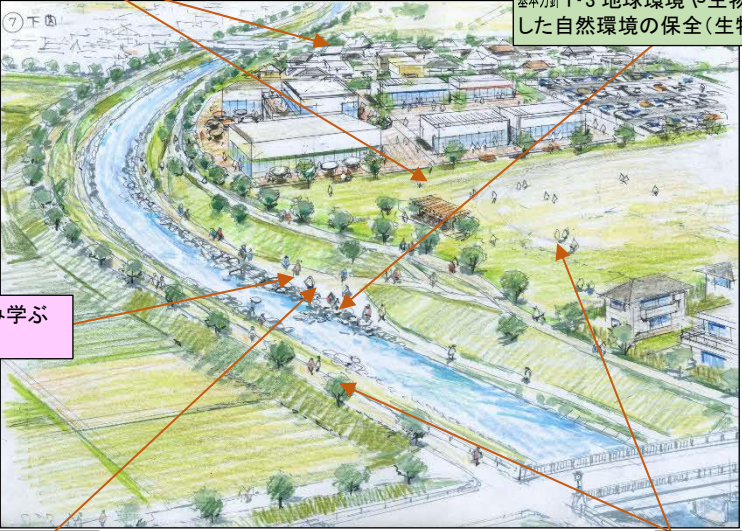
■ 緑の将来像図



1. ゾーンの設定

名称	ゾーンの内容
「中心市街地の緑創出ゾーン」 ～賑わいと うるおい～ 	○中心市街地は、「熊本市中心市街地活性化計画」に掲げる区域です。 ○主に本市の歴史文化を象徴する緑、ヒートアイランド現象を和らげる緑、賑わいや安らぎをもたらす商業地の緑、うるおいに満ちた河川敷の緑、来訪者を出迎える美しい緑など緑の多様な役割を効果的に組み合わせた魅力的な緑空間の創出により中心市街地の活性化を図ります。  基本方針 3・2 都市公園の質の向上 (公園等の特性に応じた質の向上) 基本方針 2・3 市の顔となる緑の創出 (官民連携による緑化等) 基本方針 2・2 民有地の緑の創出 (壁面・屋上緑化等) 基本方針 4・2 市民、事業者と行政の協働 (市民活動団体の活動促進、 企業等の植樹活動推進等) 基本方針 4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等) 基本方針 2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設等の緑化)
「市街地の緑創出ゾーン」 ～花と緑で 彩る～ 	○市街化区域から「中心市街地の緑創出ゾーン」を除いた区域です。 ○市街地では、住宅地、工業地、商業地などを中心に豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な機能を発揮し、花と緑の創出により彩り豊かな暮らしの質を高めます。  基本方針 2・1 公共施設等の緑の創出 (道路の緑化、学校の緑化等) 基本方針 3・1 緑の機能の活用 (公共の緑の適切な維持管理) 基本方針 1・3 地球環境や生物多様性に 配慮した自然環境の保全 基本方針 4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等) 基本方針 4・2 市民、事業者と行政の協働 (市民活動団体の活動促進等) 基本方針 3・2 都市公園の魅力の向上 (官民連携による魅力向上、災害 に役立つ公園づくり等) 基本方針 3・3 特色を生かした 緑地の活用 (緑地・河 川敷の保全活用) 基本方針 2・2 民有地の緑の創出 (住宅地の緑化等)

名称	ゾーンの内容
「田園共生ゾーン」 ～広大な田園を守り活かす～ 	○本市に広がる田園地帯です。 ○貴重な緑として広大に広がる田園の維持・保全を図りつつ、川辺や集落等の緑が一体となった、うるおいのある自然環境やゆとりある暮らしを育みます。 基本方針 1・2 身近な自然環境の保全 (保存樹木、田園の保全等) 基本方針 1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全(生物多様性) 基本方針 1・1 森林や河川等の保全 (環境に配慮した河川整備の推進等)  基本方針 4・1 緑に親しみ学ぶ (緑化に関する行事の開催等) 基本方針 4・2 市民、事業者と行政の協働 (市民団体の活動促進等)
「自然環境保全・共生ゾーン」 ～豊かな緑を守り伝える～ 	○金峰山、立田山、雁回山、託麻三山、田原坂、岩野山、京町台地、吉野山、江津湖周辺などの緑豊かなエリアです。 ○森林が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化を推進し、自然環境の保全・共生を図る等により次世代に豊かな緑を守り伝えます。 基本方針 1・1 森林や河川等の保全 (健全な森づくりの推進、水源かん養域の保全推進等) 基本方針 1・3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全 基本方針 3・1 森林等の緑の機能の活用(森林竹林の維持管理と有効活用等)  基本方針 4・1 緑に親しみ学ぶ (森林環境教育等) 基本方針 4・2 市民、事業者と行政の協働 (緑化活動を通じた健康づくり等)

名称	骨格軸となる緑の内容
骨格軸となる緑 (公共交通軸) 	○各地域拠点を結ぶ道路網では、連続する緑のネットワーク軸として結び、街路樹などの景観や環境に配慮し、適切に配置された花と緑の美しい空間を創ります。 基本方針 2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設等の緑化) 基本方針 3・1 緑の機能の活用 (緑の適切な維持管理) 基本方針 2・2 民有地の緑の創出 (壁面・屋上緑化等)  基本方針 4・2 市民、事業者と行政の協働 (市民活動団体の活動促進、 企業等の植樹活動推進等)
骨格軸となる緑 (主要河川等) 	○主要河川は、多自然川づくりを推進・促進し、生物の生息地の創出と緑に触れ合える親水空間の創出を図ることで水と緑のネットワークの形成を図ります。 基本方針 2・1 公共施設等の緑の創出 (道路・公共施設の緑化等) 基本方針 1・1 森林や河川等の保全 (環境に配慮した河川整備の推進・促進) 基本方針 1・3 地球環境や生物多様性に配慮 した自然環境の保全(生物多様性等)  基本方針 4・1 緑に親しみ学ぶ (緑のイベント等) 基本方針 3・3 特色を生かした緑地の 活用(河川敷の活用) 基本方針 3・1 緑の機能の活用 (緑の適切な維持管理)

2. 緑化重点地区

緑化重点地区は、緑化の推進を重点的に図るべき地区です。重点地区では、市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組み、緑化推進のモデルを形成します。

熊本市の緑化重点地区の設定については、以下の3つの基準を用いて設定することとします。

①市民の緑化への関心を高める、PR 効果が高く先進的な取組を行う地区

築き上げた「森の都」を拠点として、市内外に緑づくりを行う人が増えるよう広く発信します。

②市民の方々が身近に緑を感じ、親しめるような場を創出する地区

地域の方々が身近に感じる緑を創出することで、住み心地のいい地域を共につくります。

③市民、事業者、行政がともに緑のまちづくりに取り組む地区

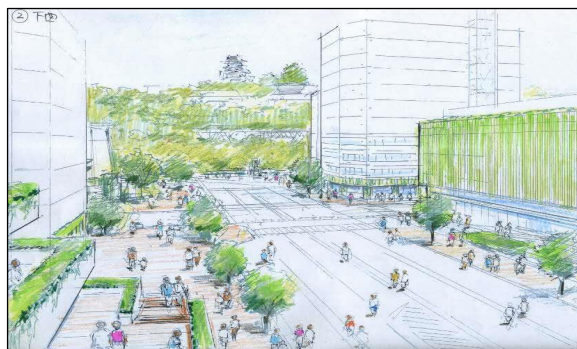
緑化推進に取り組むにあたって多様な主体が協働・参画し、みんなで「森の都」を築きます。



2-1 緑化重点地区の概要

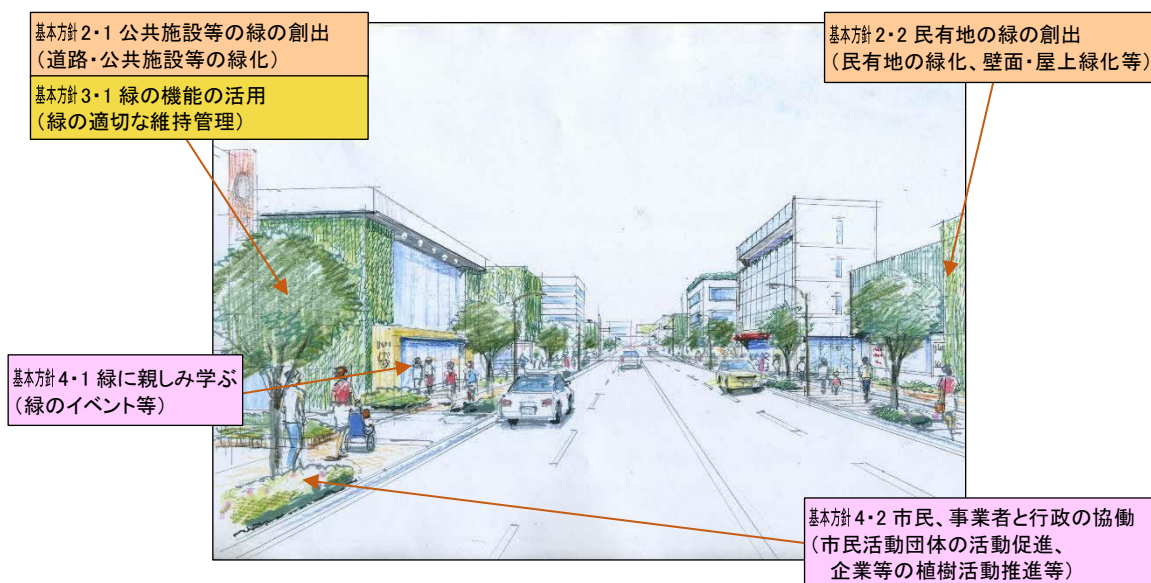
1) 中心市街地

※P.83 「中心市街地の緑創出ゾーン」の再掲



2) 地域拠点(15箇所)

「熊本市都市マスタープラン」に掲げる15の地域拠点では、商業・医療等の日常生活の都市機能と緑が融合したインフラ整備、オープンスペースの確保、民有地の緑化等を推進し、身近な緑を感じ親しめる地域を創ります。



3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸

※P.85 骨格軸となる緑(公共交通軸)の再掲



2-2 緑化重点地区の現状

緑化重点地区における、緑被率、緑視率の現況です。

ここで、緑視率とは人の視野を占める緑の面積の割合であり、緑視率がおおよそ 25%を超えると緑が多いと感じ始めるという結果があります。そこで、各地区の代表的な交差点において測定したものとします。

両指標とも地区毎の差が大きく、2つの指標の関係性も地区によって様々であり、全体的に緑が少ない地区がある一方で、それとは関係なく代表的な箇所における緑が少ない地区も見られます。

緑化重点地区を中心に、特に緑被率や緑視率が少ない地区において、官民連携による緑の保全や緑化の推進に取り組み、緑豊かでうるおいのある都市空間の形成が必要です。

■ 緑化重点地区内の緑被率・緑視率の現況

緑化重点地区		緑被率①(%)	緑視率(%)
中心市街地		14.7	4.3(通町)
			12.5(辛島公園)
地域拠点 (都市機能誘導区域)	植木地区	9.1	10.0
	北部地区	7.4	4.6
	楠・武蔵ヶ丘地区	7.6	20.3
	八景水谷・清水亀井地区	9.7	7.3
	子飼地区	5.1	4.2
	長嶺地区	4.8	29.0
	水前寺・九品寺地区	5.5	13.7
	健軍地区	7.7	1.5
	平成・南熊本地区	4.6	14.9
	刈草地区	4.6	13.1
	富合地区	6.7	10.2
	城南地区	14.4	16.7
	川尻地区	6.7	10.5
	城山地区	4.8	7.3
	上熊本地区	8.9	12.3
中心市街地と地域拠点の平均値		7.6	11.3

緑被率:平成 30 年度(2018 年度)時点、緑視率:令和 2 年(2020 年)10 月時点

◆緑被率②=(自然林+人工林+竹林+果樹園+野草地)÷区域対象区域

◆緑視率=人の視野に占める緑の面積の割合

2－3緑化重点地区の施策

下記の緑化重点地区における整備方針の基、「中心市街地」、「地域拠点（15箇所）」、「中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸」において各施策を実施します。

緑化重点地区における整備方針	施策	中心市街地	地域拠点(15箇所)															地域拠点を結ぶ公共交通軸
			植木地区	北部地区	楠・武蔵ヶ丘地区	八景水谷・清水亀井地区	子飼地区	長嶺地区	水前寺・九品寺地区	健軍地区	平成・南熊本地区	刈草地区	富合地区	城南地区	川尻地区	城山地区	上熊本地区	
1. 本市の顔となる緑の拠点(熊本城)と賑わいのある軸(シンボルプロムナード)の形成	①熊本城公園の復旧及び活用	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	②シンボルプロムナード・花畑広場の整備	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 白川河川敷の活用	①白川河川敷の活用	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 本市の玄関口(熊本駅)の緑の景観形成	①熊本駅前周辺の緑化推進	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 水と緑のネットワークの形成	①環境に配慮した河川整備の推進・促進	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	○	—
	②市電軌道敷の緑化	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	③街路樹等の再生整備の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 公共施設の緑化推進	①公共施設の緑化充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②フラワーポット等による緑化の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 緑豊かなまちぐるみの緑化推進	①緑地協定の締結推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②つながりの森づくり補助金の活用促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③花苗等配布活動等の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑤フラワーポット等による緑化の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進 (NEO GREEN PROJECT)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑦アーケード内の緑化推進	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑧商店街等の緑化推進	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7. まちや地域の魅力を高める公園づくり	①人にやさしい公園づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	②利用しやすい公園づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③住民参画による公園づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④狭小公園の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
8. 来訪者をもてなす地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進	①地域拠点における駅やバス停周辺の緑化推進	—	—	—	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—

